

平成31年第1回浅川町議会定例会

議事日程 (第2号)

平成31年3月6日(水曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	岡部宗寿君	2番	渡辺幸雄君
3番	金成英起君	4番	須藤浩二君
5番	緑川富士男君	6番	笹島亮二君
7番	水野秀一君	8番	田中重忠君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	久保木芳夫君	12番	円谷忠吉君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	総務課長	小針紀喜君
会計管理者	須藤寿行君	建設水道課長	八代敏彦君
税務課長	菊池三重子君	住民課長	江田豊寿君
保健福祉課長	坂本高志君	農政商工課長	岡部真君
学校教育課長 兼社会教育課長	生田目源寿君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 岡部栄也 主任主査 佐川建治

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告表のとおり、9人で36項目であります。

一般質問通告表の中で同趣旨扱いと認められる質問については、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、今までの例により一括質問をし、一括答弁を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、同趣旨扱いの一般質問については、一括質問、一括答弁とすることに決定しました。

同趣旨扱いを事務局に報告させます。

議会事務局長、岡部栄也君。

○議会事務局長（岡部栄也君） 同趣旨扱いを報告いたします。

通告表をごらんいただきたいと思います。

質問順1、8番、田中重忠議員の（1）放射能汚染稲わらの処分についてと、質問順9、11番、久保木芳夫議員の（2）汚染稲わらはどうなるのかが同趣旨扱い。

次に、質問順1、8番、田中重忠議員の（3）巡回バス運行についてと、質問順6、9番、上野信直議員の（2）利用しにくい巡回バスにかえて予約制の乗り合いタクシーは検討したのかが同趣旨扱い。

次に、質問順3、1番、岡部宗寿議員の（1）滝輪裏より里白石間の街路灯についてと、質問順6、9番、上野信直議員の（5）里白石、花火の里ニュータウン間の町道滝ノ台線への防犯灯設置計画はが同趣旨扱い。

次に、質問順3、1番、岡部宗寿議員の（6）住宅への火災報知器設置についてと、質問順5、2番、渡辺幸雄議員の（1）既存住宅等の家庭用火災警報器設置の助成を考えてはが同趣旨扱い。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） あらかじめ申し上げます。

一般質問については、昨日、議会運営委員長からもお願いがありましたが、今回多くの議員から一般質問通告がございます。質問、答弁に当たっては、前置き短く、簡明に、かつ建設的立場で議論し、効率的な会議運営と議会の品位保持に努めていただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順1、8番、田中重忠君、（1）放射能汚染稲わらの処分についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） それでは、質問いたします。

1つ目の放射能汚染稲わらの処分について質問いたします。

この汚染稲わらは、平成23年の東京電力原発事故発生後の平成25年12月ごろ、国の放射能汚染対策として、8,000ベクレルを超える汚染稲わらをフレコンバッグに詰め込み、地中に埋設、防護シートで覆い、周辺放射線量の計測、管理等を行い、中間仮置き場が準備できるまで保管、隔離するというものであります。

町内には、現在、家畜用餌の汚染稲わらが、大草地区に3カ所、山白石地区に1カ所、滝輪地区に1カ所、松野入地区に1カ所、計6カ所で保管、隔離されています。議会でのこれまでの町答弁から、とうに町外中間仮置き場に移送されているはずでありましたが、現況はいまだに一つも運び出されず、当初のまま町内に保管、隔離されております。議会で私たちは、国、県に対し、できるだけ早く町外に運び出すよう何度も求めてきましたが、現在に至るも、その後何の対応もされておられません。町民からは不安と不信の声が上がっております。

そこで、1つ目に、汚染稲わらの保管、隔離の現況はどのようになっているのか。

2つ目に、町外への運び出しは一体いつになるのか、その見通しは。

3つ目に、これまで議会で質問を受け、町は県等に何回ぐらい要望をしてきたのか、その結果について。

4つ目に、最終的にいつどのように町外に運び出されるのか。

以上、4点についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順9、11番、久保木芳夫君、（2）汚染稲わらはどうなるのかの質問を許します。

11番、久保木芳夫君。

〔11番 久保木芳夫君起立〕

○11番（久保木芳夫君） 汚染稲わらはどうなるのかについて伺います。

震災後、もう8年になりますが、いまだ現地に汚染稲わらは置かれたまま、収納と申しますか、格納の方法については、土中埋設と、地上でシート囲いの二通りの方法ということは認識しておりますが、8年も経過しておりますして、その都度風雨にさらされ、ロープの緩み、シートの剥がれなどは町職員が対応している姿はよく見受けられますが、その風雨にさらされたそのシート格納は、ただいまこの時期の風にはもう耐えるといえますか、随分吹きさらされてうなっているような状態であって、その周囲の汚染度はどのようなのか、そうした地区での汚染度の方法などは測定しているとは思いますが、どのような方法で測定しているのか。

また、この汚染稲わらは、以前に中間貯蔵への運搬はあるというようなことも耳にしておりましたが、いま

だ現在、何の動きもないようです。このことについて町長の認識を伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず初めに、8番議員にお答えいたします。

1点目の現状につきましては、町内6カ所に保管されており、空間線量は平均0.08毎時マイクロシーベルトとなっております。

2点目、4点目につきましては、平成31年5月ごろ、国から受注をした業者が大型トラックにて、田村市都路町と川内村にまたがる減容化施設に運び出される予定です。

3点目につきましては、町独自の要望は最初はしてございましたが、現在はしていませんでした。

以上です。

次に、11番議員にお答えいたします。

箇所数、汚染状況、搬出時期は8番議員にお答えしたとおりです。

地区の報告につきましては、具体的な期日が示された後、行いたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） そうすると、従前どおりの保管をされておると。

そこで1点、お聞きしたいのは、保管、隔離をした当初は、いわゆる浅川町と、それから県において、放射線の数値についてはずっと計測、管理していくということだったんですが、これは実際に行われているんですか、それとも現在は行われていないのでしょうか。

それから、0.08マイクロシーベルトというのは周辺の空間線量ということですか。ただ、これは6カ所とも同じような数値なんではないでしょうか。もし数値が違えば、各箇所ごとにお聞きしたいと思います。

空間線量はシーベルトであります。放射線稲わらの放射能線量は、保管をするときは8,000ベクレル以上のものについて保管をしたわけで、フレコンバッグで保管した稲わらについてのあれはどれぐらいの数値なのかはわからないんでありませうか。それで、町が最終的に最近測定した日はいつだったのか、以上についてとりあえずお答えいただきたいと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 計測と空間の線量については担当課長よりお答えさせます。

なお、その8,000ベクレル、これは完全にシートで包囲されており、中を開けてはいないと思えます。それで、恐らく周りのシーベルトと思えますので、課長より答えさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、空間線量の測定なんですけれども、平成30年度においては4月、6月、7月、9月、10月、11月、12月に行っております。

それで、まず1つ目、先ほど0.08という数字を出しましたが、これは6カ所の平均をお答えしたものでございます。個別の状況については、1カ所につきおおむね4カ所測っておりますけれども、一番高いところでも0.11マイクロシーベルトというところもあります。押しなべて平均すると0.08という状況でございます。

それから、空間線量のみでの測定となっております、稲わら自体を計測しているということは現在はしておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） よくわかりました。

それで、先ほどの答弁の中で、31年5月ごろには運び出される予定になっているとの答弁でありましたが、これ、現在の段階では31年5月の予定ということだと思うんですが、この議会直前に当たって聞いたのが31年5月ということですか、運び出しの予定は、いいです、もし聞いていなかったら、この議会後に早急に県のほうに確認をして、確実にいつごろまでに運び出されるのかということについてきちっと確認をして、私ども議会と、それから町民の皆さんにはお知らせをいただきたいと思います。そういうことで。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 県のほうから31年の5月ごろ運び出されるという連絡は入っております。なお、この5月に運び出されると決まったことで、私たちも、当然町民も、これで安心できるかなと思っております。

なお、引き続き5月ごろ、何日ごろできるかは、県のほうに職員のほうから確認させて、町民のほうとか皆さんにご連絡したいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 11番、久保木芳夫君。

○11番（久保木芳夫君） ただいまの一括答弁ということで内容は理解できました。

今後、こうした問題を関係機関へ早目に問いただして、より、そうした成果、報告を速やかにいただきたいと思うわけです。

以上、質問終わります。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に、この稲わら汚染で、大変町民の皆さんにご迷惑をおかけしたことは本当に心からおわび申し上げます。

なお、本当にすぐに県のほうに運搬、出せるように連絡して、大至急皆さんに安心していただけるようお願いいたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順1、8番、田中重忠議員、（2）浅川座空き家の解体・撤去についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 浅川座空き家の解体・撤去について質問をいたします。

私の12月議会の質問に、浅川座は個人の財産であり、町の公金で撤去することは困難です。また、浅川座の撤去については、個人の財産のため、当該家屋の撤去費用がどれくらいかかるのか、現在のところ町で調査す

る予定はありませんと答弁されました。また、今後とも所有者に対し早急に解体・撤去するよう連絡を行うとともに、町のできる対応策についても調査・検討したい。撤去費用については町として把握していません。撤去費用が幾らかかるかについては、個人の財産のため正式には調査していませんと答弁をしています。

町長に次の点についてお聞きいたします。

町として調査・検討した結果、どのように対応するのかお聞きしたい。

2つ目に、所有者との、その後の連絡と話し合いについて。12月の質問のときには、私、所有者は何名ですかと聞きましたらば、町は1名という話でありました。ところが、後でいろいろ聞いてみましましたらば、1名というのは建物、家屋のほうの所有者が1名で、土地のほうは何か複数の所有者がいるような話も出ておりますので、その辺もあわせてご答弁いただきたいと思います。

3番目に、代執行による解体・撤去について。つまり、代執行をして、差し押さえをして、公売をして、そして回収をすると。こういう解体・撤去についてはどうなのか。

それから4つ目に、浅川町の空き家条例、要綱の制定について。この4番の空き家条例については、今議会で条例案が出されておりますので、3月議会で議決されるものと思います。

以上、3点についてご答弁いただきます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、現在、町が行えることとして、周辺にバリケードや点滅灯を設置し、歩行者が近づかないように注意喚起の表示を行っております。また、道路パトロール等の町内の巡回において、家屋の状況を確認しております。

浅川座につきましては、私有財産であるため、現在のところは家屋の所有者に除却を求めていく考えです。

2点目につきましては、何も連絡はとれておりません。

3点目につきましては、空き家等対策の推進に係る特別措置法において行政代執行の措置も可能であります。費用回収の問題もあり、実施は困難であると考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 現地を見るとわかるんですが、その安全対策、要するにコーンを立ててあったり、立入禁止になったりしてあるわけではあります。それで、家屋の所有者、これは1名なんですね。そして、今、答弁の中では、この所有者と連絡がとれない、そういうお話ありました。恐らく、この所有者、この前、私ごとでお会いしましたけれども、今後もお会いすることはなかなか困難ではないのかなというふうな気がします。ですから、町としては別な方法、例えば裁判所を通じての本人確認、それから本人確認ができないときは、そういう法的な結果を得て対応していくしかないんじゃないかと思うんです。その辺まで考えていかないと、この問題は一切解決できないというふうに思います。

それで、この土地所有者の問題はどうなんでしょうか。先ほど、私、質問の中で言いましたが、数名の土地所有者がおられるように思うんですが、その辺はどうなんですか。

それから、措置法による費用回収、これについても、行ってもなかなか実費が取り戻せない、そういうふ

うな答弁でありました。しかし、だからといって、そのまま、あの大規模な空き家を危険なままでさらしておくにはいかないと思います。

それで、インターネットや何かの情報で調べてみますと、やはり全国いろんな町村でそのような対応をとっておられるところがありますが、その中の大半の行政は、やっぱり措置法による、代執行による解体を行って、なおかつ当然のごとく費用は全て回収というふうにはしていないようであります。しかし、回収できなから、じゃ、やらなくていいのかということではないので、その辺もあわせてご検討をいただくようかなというふうに思います。

まず、その土地の所有者、この問題は土地の所有者があつて、土地の所有者が土地要らないからその土地を担保みたいな形で処分してくれという話になるのか、それとも土地は土地で、あくまでも自分たちの土地なんだという話になれば、これは権利関係の問題で、その上部に建っている家屋についてもそれ相応なご協力をいただけるのかなというふうに考えるんでありますが、その点も含めてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、土地所有者は何人いるのかは課長より答弁させていただきます。

それで、行政代執行は可能と思いますが、まず町のほうからはやる考えは今のところありません。なぜならば、費用の回収はかなりかかると思います。その回収もできないと思っておりますので、まずは今後検討の課題かと思いますが、今のところやる考えはありません。

それと、当然、町民に迷惑をかけないように、けがをしないように、町としては精いっぱい努力していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 土地の所有者と家屋の所有者は別でございますが、土地の所有者は、氏名等は申し上げられませんが、7名ほどの共有となっております。土地の所有者に除却を求められるかどうかということもありますが、なかなか土地の所有者については、家屋の所有者とは全く別人でございますので、除却を求めることはできませんが、土地の所有者のほうで民事上の問題としては直接の利害関係人として建物除却を土地の所有者から求めるということはあるのかなというふうに思っております。

もう一つは、特措法による費用回収の問題ですけれども、全国いろんな町村で代執行をしているという町村もあるのかと思います。しかしながら、県内の各町村とちょっと連絡をとり合っておりますが、やっぱり費用回収の問題が難しいということで、住民のコンセンサスが得られない、もしくは費用回収できないということで、何もしなければ行政がやってくれるだろうというモラルハザードを引き起こされかねないということで、実際のところはできていないというのが現状ですので、別の形で、土地の所有者の方、それから不動産業者さん、司法書士さん、いろんな方の助言をいただきながら、いろんな形で対応を図って、代執行以外の方法で対応を図りたいなというふうにほかの町村の皆さんも考えているということで、町のほうとしてもいろんな意見を聞いたり、他町村の状況を検討させていただきながら、今後対応を図っていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいまの答弁ですが、行政代執行は今のところやらない、費用がかかるからということとでございます。よくわかりました。それで、土地の所有者が7名いると、家屋の資産価値は全くゼロで、むしろマイナスなんですね。この土地の所有者がそのまま土地の所有を、いわゆる続けていくんでありましょうが、この方々との相談というのについてもうちちょっと詳しくは……これ3回目でしたっけか。

○議長（円谷忠吉君） そうそう、3回。

○8番（田中重忠君） それは町として詰められたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですね。

それで、措置法、代執行による撤去ということになると、まずこのケースの場合は、前段の場合は、家屋の所有者に法的な、やっぱり文書による了解をとると、これは相対での了解でなくて、行方不明でこれは終わらせることはできないというそういった形になると思います。そういうものをまずとって、それと、あとは土地の所有者とやっぱり協議をして、そして町のほうで代執行でとった場合、その最終的な利益というか、資産価値というのは土地の所有者に上がるわけなんで、その辺のこともご相談をされて、そして代執行をして、その費用のうちほとんど入らなくても、そのうちの一部は国の助成金がありますよね、そういうものを引いて残ったものについてどれぐらいになるのか、これについて町が負担することについて、これは基本的には今までの町行政の姿勢だと個人の所有物だからそれはやらないということでありましたが、やはりあれだけ大きな建物で、あれだけ危険が差し迫っている、そういうものについてはやはり町民の税金を投入しても、そのことについて町民から不平や不満が出るということはないと思うんですね。かえって、だからできないからそのまま放置しておくんだというほうが行政として全く何もやらない、楽でいいわけですが、そういうことになってしまうと思います。

それで、答弁いただいている中で、要するにこれを撤去するときどれぐらいの費用がかかるのか、この辺については、前の質問のときにも、私、若干触れたかなと思うんですね。代執行して費用かけても回収できない、一体幾らぐらいの費用になるのか、これについてひとつ答弁いただきたいと思います。その費用がばかげて金額が大きいのであれば、それはやっぱり町民の中でそれはどうかという話になると思います。

きょうのところは今申し上げたことで、要するに家屋所有者と法的な面で、いわゆる白紙委任のような状態をまずつくること、それから土地の所有者とお話し合いをして、何がしかの負担、それから権利を減じてもらう、そういうふうな相談、それから町が代執行でやった場合、国からどれぐらい補助が出るのかという問題、それから、一体この家屋を撤去した場合どれぐらいの費用がかかるのか、これについては町が本気になってやるのであれば調べていただくしかないんで、その辺についてご答弁いただきます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど申したとおりに、町のほうからは、今は解体のことは考えておりません。

もし、今回この家屋をやったならば、まだまだ町内には古い空き家がたくさんございます。それも道路上です。そうすると、特例、特例で次から次と町の税金を使って家屋を壊さなくてはいけませんので、今のところは考えておりません。それでまた、いろんな費用が幾らかかるかというのは、いろいろ検討して調査してやっていきたいと思っております。

なお、課長より一言だけ答弁を述べさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 代執行の回収の話もちよっとされましたが、基本的には土地の所有者に対して代執行の費用を請求するというのは法的にはできないものがございます。ただ、寄附金としていただいているというふうな町村は、全国の中では何件かあるというふうには伺っております。ただ、どちらにいたしましても代執行につきましては、代執行そのものに対する国の補助というはございません。それ以外に、その除却に対して、郡山市さん、須賀川市さんであれば、除却費用100万に対して上限2分の1ということで50万の補助を出しているというのが現状なので、代執行費用を町で回収をするということは、助成金とは分けて考えていただければなというふうに思っています。

それから、どのくらい費用がかかるのかということに対してでございますが、町のほうでは、実際まだ除却を町でやるというふうな考えはございませんので調べてはおりません。一般的に言われれば、情報として持っているのは、直接見積もりをしていただいたわけではございませんが、坪当たり3万ぐらいは最低かかるのかなというふうには読んでおります。

以上です。

○8番（田中重忠君） 議長、ちょっと答弁漏れ。

坪3万ということは、何坪あって、どれぐらいになるんですか。その程度は町で計算しているんでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） おおむね500平米とみて、四、五百万はかかるのかなというふうに、実際に見積もりはしていただきませんが、一般的な価格で言えばそのぐらいはかかるかなというふうに思っております。

以上です。

○8番（田中重忠君） そこもうちょっと丁寧に。

○議長（円谷忠吉君） 四、五百万と言っているんだよ。

○8番（田中重忠君） その四、五百万というのは、算定は何平米あって幾らだから四、五百万と。どれぐらい見ているんですか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） おおむね500平米ぐらいなので、一般的に除却費用をインターネットとか情報で見ることではあるかなと思うんですが、一般的には坪当たり3万程度というふうなことで、全国的にはそういう見積もりというか、費用が出ているということで、それを計算すれば四、五百万はかかるのかなというふうに思っています。ただ、それにつきましては、直接業者さんに見積もりをいただいているわけではないので、あくまでも参考的に頭の中に入れていただきたい。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）巡回バス運行についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 巡回バスの運行について質問をいたします。

町の巡回バス運行については、この議会で何度も取り上げてまいりました。12月議会で、私は、巡回バス運行は実際にバス運行を必要とする町民がどこにどれくらいいるのか、実情をきちんと調査してから実施すべき

ではないか等の提言を行いました。町はきちんとバス運行の効果を確認して実施すべきで、町民がほとんど乗っていない空車をこれ以上運行する愚を繰り返さないでほしいと思います。町民の中の買い物弱者、交通弱者の願いに応えるバス運行にさせていただきたいと思います。

12月議会、担当課長は、28年から3カ年間試運行をし、28年度にアンケート調査を行っています、その結果を今後検討しながら31年度に向けて検討していきますと答弁しました。また、町長は、田中議員、私さまざまなことを調べて検討させて、もう一度やらせていただきたいと思いますと答弁しました。

町は、アンケート調査を実施したその結果を見て、31年度に向けて検討していきますと答弁しておりますが、その検討の結果については、私どもほとんど知らされておられません。それで、その結果を受けてどのような運行をなされるのか、その点について明らかにさせていただきたいと思います。

なお、当然やられているんだと思うんですが、担当課長は、町内巡回バス運行をどのように調査し、どのように運行するか、どのような結論を得たのか、巡回バスの内容を詳細に、この際に説明をして、それが、さらには運行費用としてどれぐらいの予算を必要とするのか、以上の点についてできるだけ丁寧にご説明いただきます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順6、9番、上野信直君、（2）利用しにくい巡回バスにかえて予約制の乗り合いタクシーは検討したのかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 巡回バスは、29年度、30年度と国の補助をもらいながら試験運行を行いました。その結果については、全般的に利用者が少なく、誰も乗っていないバスが走るのを見て、もったいないという町民の声も随分お聞きをしました。31年度からは国の補助がなくなるので、どうするのかなと思っていましたが、本格実施をするとされ、新年度の予算には450万円の予算が計上されています。その判断が果たして妥当なのかどうか疑問でありますので、以下6点についてお伺いをしたいと思います。

1点目です。30年度の巡回バス試運行の運行回数と各コースの利用者数を伺います。

2点目です。新年度は、どのようなコース、曜日、時間で運行する計画なのか伺います。

3点目です。2年間の試運行の結果、新年度はどの点をどのように改善して利用者増を図るのか伺いたいと思います。

4点目です。各コースにおける利用者数は、何人くらいになると見込んでいるのか伺います。

5点目です。1コース1回バスを運行すると幾らほどかかるのか、改めて伺いたいと思います。

最後の6点目です。利用しにくい巡回バスに変えて、玄関まで送迎してくれる予約制の乗り合いタクシー、いわゆるデマンドタクシーが私の町には合っているんじゃないかなと私は思っているんですけども、これについて検討されたのかどうか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 初めに、田中議員にお答えいたします。

巡回バスの試運行につきましては、平成29年度、平成30年度に実施をいたしました。

乗車人員が少ないことから、ことしの1月に各方部の長寿会会員及び各地区で開催しているサロン参加者に

アンケートを実施いたしました。その結果、すぐに必要と回答があったものが13%、いずれ必要と回答があったものは49%。アンケート結果をもとに現在検討しておりますが、今後の運行につきましては週1回程度、運行経路につきましては、試運行で利用の多かった地区を検討しているところです。

費用につきましては、停車場等決まり次第に見積もりをお願いし、5月の連休後から運行を開始したいと考えております。

次に、上野議員にお答えいたします。

1点目につきましては、担当課長に答弁させます。

2点目につきましては、8番議員にも答弁したとおり、新たにアンケートを実施し、その結果に基づき、週1回程度でコース、曜日及び時間につきましては検討しているところでございます。

3点目につきましては、2点目でも申し上げたとおり、新たにアンケートを実施しましたので、利用者がふえるよう時間帯等を検討してまいりたいと思います。

4点目につきましては、アンケート結果でも、すぐに必要と答えた方が13%だったことから、前年度より多くの方に利用していただければと考えております。

5点目につきましては、停車場等決まり次第に、見積もりを依頼したいと考えております。

6点目につきましては、今後検討したいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） それでは、上野議員の1点目について申し上げたいと思います。

平成30年度の運行状況につきましては、昨年5月から12月まで実施をし、運行回数は66回です。利用者につきましては、山白石方面が132人、小貫、染、滝ノ台方面が24人、袖山方面が3人、福貴作、里白石方面が57人、大草、根岸、中里、東大畑方面が40人、太田輪、滝輪方面が6人ということで、6コースの実施ということでした。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） この巡回バス試運行については、12月議会、9月議会、あとそれ以前の議会と何回もこの議会で議論されているんです。今回私は巡回バス運行についてお聞きしたいんです。試運行を聞くんじゃないかと、運行。

それで、今回、私質問をいたしまして、答弁として、やった結果について31年度はこういうふうにしてやるんですよ、この月やるんですよと、そういう明確な計画を私は聞けるものだと思った。私はお聞きしたい、今の答弁の中にはそういうものは何にもない。結局は、これからアンケートを実施するという部分があったり、これから検討をするという部分があったり。これ、一番最初の試運行始まった当初から、はっきり計画を示していただいているんですよ。あくまでも現在検討中です、アンケートをして調べます。そのままずっときているわけで、ところが今回31年度から本格的に運行するんだということでありまして、先ほどのお話を聞きまして、アンケートの結果、すぐ実施してほしいというのは13%、いずれということですよ49%ということで、非常に乗車人員が少ない。これちょっと勘違いしているんじゃないんですか。乗車人員が少ないとか多いとか、

そういうことの議論をすること自体が私は本来の趣旨から外れていると思うんですよ。

この巡回バスというのは、私個人の考えからすれば、ほぼ両町内の中で、自転車も乗れない、車も乗れない、移動販売車も来ない、品物買いたい。ですから、そういう方々の中にはヘルパーさんに頼んで買い物をお願いしている人たちもいると思うんです。ですから、買い物はそうできます。しかし、買い物だけじゃなくて銀行に用足しに行かなくちゃならない、役場に行かなくちゃならない、そういうこともあるわけです。ですから、私は本当にこのバス運行を必要としているのは、この両町区内の中に一番いるんだと思うんです。ですから、私、12月議会では、何人ぐらいの方がこの両町内にいるのか調査してみてください、こういうことで私お願いしたはずですよ。両町内にもそういうバスを必要としない、だったらば巡回バスってやる必要ないんじゃないですか。

だから、今、アンケートを実施したとか何とかというのは、結局アンケートではなく、とりあえず、まず両町内の町営住宅や何かいっぱいあるところの、本当に買い物弱者、用足し弱者、とにかくなかなか出て行けないそういう人たちのために一日に1回、2回じゃなくて、午前中2回、午後2回ぐらい歩いてやって用足ししてもらおうと、こういう考え方を基本にしてこれはやっていただきたいと思うんですよ。せっかく巡回バスをやるということで町民の皆さん喜んでくれるわけですから。ところが実際にやってみたら誰も乗ってなくて、空車でぐるぐる回っている、それは乗る人がいないんだからそれはいいはずですよ。

ということでございまして担当課長に、その辺のところどうなんですか、私、12月議会でそういうこと提案していますんで、そのことについてはどのように調べているんですか。何人ぐらい両町内にそういう方がいらっしゃるって、どうなのか。そういう方はやってもらわなくてもいいんだと言っているんだと、そういうふうなことなんですか。そこのところきちっと答弁してみてください。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） アンケート実施したもとに乗車人数がわかりましたので、5月の連休明けに運用を実施したいなと、先ほど申したとおりにやっていきたいと思っております。

なお、乗車人数につきましては、担当課長より述べさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 先ほど町長答弁のほうは、以前28年に巡回バスの試運行に向けてニーズ調査を行ってました。先ほど町長の答弁であった13%というのは、今回新たに、ことし1月に長寿会の各方部会、各行政区においてあるサロン、そちらの方々にアンケートをお願いしアンケートをとったところ、13%がすぐに必要、いずれ必要が49%だったということでございます。それらを受けて、今後5月の連休明けまでには検討して、運行をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 私、おかしいと思うんですよ。私、12月議会ではそういうアンケートをとった試運行をやったようなやり方では、本来の巡回バスを必要とする方々のために喜んで活用されない、乗る人が余りないんですから。やってみてわかると思うんですよ。それを、アンケートをとって13%、49%だといっても結果は同じだと思うんですよ。私が12月議会で皆さんにお願いをした、ぜひ両町内の住宅地域を中心としたその

地域に、買い物弱者、用足し弱者、本当に出て歩けない、ヘルパーさんに買い物してもらったり、用足ししてもらったりしなきゃやれない、そういう人たちがいるはずですから、そういう人たちがどれぐらいいるのかとありえず調査してください、そしてこのバス運行を考えてくださいと、こういうことでお願いしたはずです。このことを全然やってくれていないですね。だから、それをやっていただかないと、我々議員が一生懸命町民の皆さんからお話を聞いたりなんかして、皆さんにご要望は申し上げても、町のほうは全然、議会とか、私どもの言うことを聞いてくれないと、これはちょっとおかしいでしょう。どうですか。答弁1回だけでいいです。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は、少しでも高齢者や買い物弱者のために一生懸命やっているつもりです。今後ともそういう巡回バスについてはやらせていただきたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 再質問します。

まず、一番最初にお伺いしたいのは、巡回バスの試運行をアンケートを含めて3年間、国の補助金をもらってやったわけですが、国の補助金をもらって巡回バスの試験運行をやったから新年度は必ず巡回バスを本格運行させなければならないと、こういうことになっているんですか。それとも、試運行の結果、うちの町には合わないからやらないと、こういうことも可能なかどうか。まず一番最初その点をお聞きをしたいというふうに思います。

それから、2点目ですが、先ほどの利用状況の数字を伺いました。5月から12月まで66回運行したと、6コースありますから396コースを走らせたということですね。利用者数は合計すると262人になりました。1コース走らせるのに1万円がたしか委託してましたよね。ということは、396万円かけて262人を運んだということになります。1人運ぶのに1万5,000円かかったという計算になります。試運行の結果はこういう状況でした。これに対して大幅な検討を加えないで、利用者の少ないところはやめようとか、そういう小手先の対応で本当に実施していいのだろうかというのを大変疑問に思っております。この点について町長はどのようにお考えになるのか伺いたいと思います。

それから、先ほど長寿会の皆さんとサロンの皆さんにアンケートを行いましたというふうなお話をされました。そこで答えられなかったのが、アンケートの回答数って合計して何件あったんですか。つまり、地域で足を必要としている人々の意見を漏れなく聞いているのかどうか、この点なんです。その点について疑問でありますので、そのアンケートの回答数についてお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、買い物弱者の足の確保、これは本当に切実です。私もつい最近ある地域に行ったときに高齢者のおばあちゃんから、巡回バスは今度はいつから走るんだいということで、本当に待っている、そういう方もいらっしゃると思います。でも、やはり巡回バスの利用が根本的に振るわなかったというのは、一番の原因は、バスの停車場まで歩いていかなきゃならない、それで降りるときは、その経路はどこでも自由におりられるんだけど、最寄りの道路のおりたところから、さらに帰りは買い物の重い荷物を持って自宅まで歩かなければならない。こういう不便さがやはり一番大きくて、私は巡回バスの利用が振るわなかったのではないかというふうに思うんですね。ある意味、巡回バスの致命的な部分だと思います。

全国の多くの市町村で、この買い物弱者の足をどうしようかということで取り組んでいます。タクシー料の

補助を出そうとかいろいろあるんですけども、なかなか難しい。浅川町は幸い狭い地域なので、乗り合い型の予約制のタクシー、これが私はいいのではないかというふうに思っているんですけども、これについてぜひ検討していただきたい。玄関まで迎えに来てくれて、重い荷物を持っても玄関まで送ってくれる。乗り合いだから経費もそんなにかからない。私はこれが浅川町に一番適しているのではないかというふうに思うんですけども、ぜひ早急にこれを検討してもらって、巡回バスの運行については、利用の少ないところは切り捨てながらという方向ではなくて、現に今待っている人もいるものですから、やらざるを得ないとは思うんですけども、早急にそういうもっと利便性のよい、経費のかからないものに切りかえる、そういう構えで対応していただきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、1点目につきましては、先ほど申したとおり、私は、高齢者、買い物弱者のために運行したいと思っております。1人でも手助けしたいなと思っております。お金が幾らかかろうともしばらくの間はやらさせていただきます。

それで、2点目につきましては、課長より答弁させていただきます。

3点目につきましては、デマンドタクシーのことだと思います。先ほど申したとおりに、今後の検討課題だと思っておりますので、今後ともご協力のほどよろしく願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 補助事業関係でございますけれども、3年間補助をいただいております。上野議員おっしゃるとおり、例えば31年度から取り組まなくてもよろしいのかということでございましたけれども、これについては可能だと思っております。

また、アンケートの関係でございますけれども、長寿会、サロンのほうにアンケートをお願いしたということで、回答数については229名になってございます。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 長寿会の皆さんとサロンの皆さんのご協力もいただいて、229名という少なくない方から回答をいただいたということでもあります。それはそれで大変ありがたいことだというふうに思いますけれども、ただそれでも漏れている方はいらっしゃると思うんですね。そういう方々も含めてやはり本当に買い物が楽になった、役場への用事が楽になったという喜ばれるシステムを、私は浅川町でぜひつくっていただきたいというふうに思います。その意味から、町長先ほど今後の検討課題だというふうにデマンドタクシーをおっしゃいましたけれども、これは早急に検討していただいて、町民に、より喜ばれる制度にしていきたいというふうに思います。重ねて考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） デマンドタクシーは間違いなく今後の検討課題だと思っておりますので、皆さんと協力しながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞご協力よろしく願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順1、8番、田中重忠君、（4）専売所跡町有地出入り口のフェンスについての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 専売所跡町有地出入り口のフェンスについて質問をいたします。

専売所跡町有地は、現在、浅中生徒の送迎駐車場として使用されています。以前には、近隣の子供たちの遊び場としても利用され、また多くの町民が駐車場としても利用しております。この専売所跡町有地は南側に車両が出入りできる大きな出入り口、西側に2カ所フェンスを切除した幅約2メートルほどの出入り口、北側に子供たちの遊び場への出入り口が1カ所あります。

ところが、昨年末、町は突然北側出入り口に新たにフェンスを張って閉鎖しました。この北側出入り口の突然の閉鎖に、近隣住民からは何で閉鎖したのか理由がわからないと多くの批判が出ています。私は住民から要望を受け、総務課長に2回、江田町長に2回、直接出入り口のフェンスを取り除くよう要望いたしました。しかし、残念ながら受け入れられてもらえず、フェンスは現在も解除されておられません。

町長はこの程度の町民の要望を聞いてくれないのかと、私は非常に残念に思っています。本町では、町民の声や要望のほとんどは町議員、町議会を経て町長に届けられます。この行為に全く耳をかさない、要望を聞かない町政は江田町長の目指している町政とは違うはずです。町民の声、町民の要望である専売所跡空き地のフェンスを早急に取り外し、ぜひ駐車場など町民誰もが自由に使える広場にさせていただきたいと思います。

1つ、閉鎖した理由は何なのか、理由を明確にお聞かせいただきたいと思います。

2つ目に、出入り口のフェンスをなぜ取り外さないのか、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

3、出入り口フェンスを取り除くのかどうか、取り除くとしたらいつ取り除くのか。

以上、3点についてお聞きしたいと思いますが、できたら町長でなく、町長はまだ事情よくわからない向きがあるので、やっぱり担当者でやりとりのされた事情のわかる方がきちっと答弁してくださるように、議長、お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、私は町民の要望は聞いているつもりであります。そして町民との対話をしているつもりであります。

お答えいたします。

1点目につきましては、平成15年ごろに、子供の遊び場として利用したいという地域からの要望があり、そのためフェンスの一部を外し、遊び場として利用していましたが、子供が少なくなり利用しなくなったことから、町にお返しをしたいとの申し出を受け、その際にフェンスを塞ぐということで話をしたところでございます。

2点目につきましては、町有地は現在、浅川中学校生徒の送迎場所として利用していることから、利用者の安全を考慮し、フェンスを設置したところでございます。

3点目につきましては、送迎場所として使用していることから、十分今後検討したいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 担当課長、答弁ないのね。

○総務課長（小針紀喜君） はい。ないです。

○8番（田中重忠君） 町長から、ただいま答弁をいただきました。

平成15年、遊び場、住民から要望があつてつくった、これ私先頭に立って、地元の皆さんと一緒につくったやつなんです。だから、少なくとも町長と担当課長よりもこのいきさつについては私が一番承知していると思っています。

それで、今までこの浅中の駐車場で使っていて、子供の遊び場で使っていた、子供がいなくなった、浅中の送迎場所だと、だから塞いだんだと。何も空いている町有地の広場があったら、有効に町民の皆さんに使っていただくと、これが本来の姿じゃないですか。担当課長言っていました、交通事故の心配があるから。あその空き地で、町有地で交通事故って起きたことありますか。全くないんです。もし仮に交通事故が起こるような、そういう危険性があつたらば、それを危険除去のための手立てをすればいいんじゃないんですか。何で町民共通の持ち物であるそうした広場をフェンスを張って使わせない。それでは困るから何とかしてくださいと、お願いしますと、付近の住民の皆さんからお願いされて、私2回も総務課長のところに行っているんですよ。それでも聞いていただけない。町長のところにも2回行きました。それでも聞いてくれない。そうするとあれですか、町は町民からそういう要望があつても聞かないと、こういうことなんですか。これはおかしいでしょう。

ですから、どうしてもフェンスを外せないなら外せないでいいですよ、だとしたらば、外せない理由を担当者しっかり説明してください。職員の皆さん、課長さん、偉い人いっぱいいますけれども、課長になったからって、自分の裁量で何かやれるようになったからといって、町民、住民の皆さんから要望があつても、区長を通して、班長を通して、できない、何のせいだかんのせいだ、もうそういうのはやめましょうよ。やっぱり町民の皆さんが一生懸命汗水垂らして納めた税金で、いろいろ私たち町民のために町政をやっていたらこうと、こういうことでしょう。そうしたら、少しでも町民の皆さんに喜んでもらえるような方法、規則、それらの範囲内で可能なことはやっぱりできるだけやってやる、そういう考え方になれないのでしょうか。

もう一回聞きます。担当課長、どうしてもフェンスを外せないという理由があるのならば、ここでおっしゃってください。それでいいと思いますよ。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私のお話しをしてから、課長にも一言答弁させていただきます。

今現在、先ほど申したとおりに、今、浅川中の生徒の送迎場所になっているんですね。それで、もしあそこを通過して、事故が起こる可能性があるんですよ。その場合はどうするのかといたら、町で負担する可能性が高いんですよ。ですから、今、その送迎の場所が終わり次第、今の旧保育所、今解体が終わりました。5月ごろ舗装します。そうすると、職員の車が全部向こうに行きます。かなり広いですから、そうすると、あそこで、送迎場所、明るいですから、送迎をしていただいて、そうすると専売公社が空きます。そのときに検討させていただきます。やる方向で検討させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

なお、課長から一言だけ。

○8番（田中重忠君） 一言じゃないよ、きちっと答弁してくださいよ。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 先ほど田中議員からおっしゃられたとおり、平成15年ごろ、あの近辺に子供さんが非常に多いということで……

○8番（田中重忠君） それはいいよ、それはいいよ。

○総務課長（小針紀喜君） はい。当時の班長さんから申し出がありました。遊び場に入るのにフェンスを外さないと行けないということで、その当時フェンスを外したということで、今回遊び場が必要なくなったということで、今回フェンスをつくらせていただきました。町長、今おっしゃったとおり、中学生の送迎場所になっているということで、その危険回避ということも含めましてやったということでございます。

以上です。

○8番（田中重忠君） それは去年の前からやっているでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 答弁漏れ。

町長、担当課長、中学生の送迎場所になっているというけれども、去年の10月になってなったのと違うんですよ。もう2年も3年もずっと駐車場になっていたんですよ。事故が起きたという話聞かないですよ。私の言うのは、町民からそういう要望があって、ぜひ使わせてくれと、そういうあれがあるのに、単なる担当課長のご自分勝手な都合でそれは絶対できないと、そういう閉鎖をすると、そういうことがやっぱり町政ではあってはならないんですよ。あくまでも皆さん方がやっていただく仕事というのは、町発展のため、町民のためにやっていただく仕事なんです。町民のためにならない、何の足しにもならない、そんなことが我々の税金を使ってやってほしくないんですよ。そこのところしっかり理解できれば、皆さんぜひ開けてくれと言っているんだから、早急にやっぱりそれは開けてください。町長、お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） なお、旧保育所が舗装を終わり次第、やる方向で検討させていただきます。

なお、今空けて、先ほど申したとおりに、事故がある可能性がありますので、ぜひ8番議員、お願いいたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（5）介護保険利用料の世帯分離についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 介護保険料の世帯分離について質問をいたします。

前12月議会の副町長選任同意議案の質疑で、上野議員から出された介護保険の世帯分離について、私が議会後調査したところ、上野議員の指摘のとおり、介護保険利用料軽減のための、町民からの世帯分離の申請を元職員が拒否したこと、極めて不適切な対応だったことがわかりました。

介護保険利用料の軽減を目的とした世帯分離は、戸籍法上原則として認められていません。しかし一方、親族の1人が特養施設に入所し、実生活が分離、別居している場合、世帯分離は認められています。介護保険利用費用（施設料）を軽減することを目的とした世帯分離は認められていませんが、事実上別居中の施設入所者の世帯分離は可能である。利用料の軽減は実際にはできるのです。介護保険法条文上で、入所者の世帯分離は

明確には認めていません。しかし、禁じる条文もありません。したがって、被保険者が、町に世帯分離の申請があった場合は認められます。しかし、町から被保険者に世帯分離を進言したり、周知することができないグレーゾーンになっています。

平成25年当時、元住民課長が、世帯分離はできないと申請を受け付けなかったことは明確な誤りだったと言えます。世帯分離で実際に利用料を軽減できるのに、元職員ができないと対応したことは大きな誤りであり、当の町民に対し、結果として多大な負担を強いてしまったこととなります。町として大いに反省し、町民に謝罪しなければならない問題です。

この誤りの発端は、担当職員が町民に十分寄り添った仕事をしていなかったことだと思います。他町村の町民が安く済んでいた利用料を浅川町民だけが高く支払わされるなど、今後絶対にあってはなりません。

そこで、町長にお聞きします。

法が明確には世帯分離を認めていないが、否定もしていないグレーゾーンの現況のこの世帯分離を、浅川町として今後どのように対応されるのか改めてご説明いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

住民基本台帳法に基づき、住民の居住関係の事実が台帳の記載内容と合致するよう努めております。

現状においても、届け出が適切であると判断できれば、申出書を提出していただくことで世帯分離を認めて処理しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 担当課長から答弁上ってきたのですか。浅川町ではそういう態度をとるといことですね。住民基本台帳では、これは認められていないんですよ、それはわかっているんです。さっき私申し上げたと思うんです。しかし、そうではなくて、今度は、介護保険法では被保険者が一人一人について被保険者になっているんですよ。一人一人の被保険者から介護保険料を賦課して徴収するわけです。国民健康保険とか何かみたいに世帯で賦課しているわけじゃない。ですから、もともと介護保険料は被保険者は一人なんですよ。ただ同じ世帯に住んでいるだけの話なんですよ。ただ、施設に入ってしまうと住まいも違いますから、これは当然分離されることとなります。

これは厚生労働省の正式な会議録や何かにもちゃんと認めているんですよ。会議録の中でどういう話をしてるかということ、全国的にどうなんですかと、世帯分離はかなり多く進んでいるんですかと、いや、それほど大したことないです。その辺のエピソードで、法を変えるほどのこともないので、これはこのままにしましょうと。もうちょっとその辺が大騒ぎになったら、介護保険法を変えるしかないでしょうと。これが厚労省の方々の見解なんですよ。

そして、私これは余り言いたくなかったんですけども、公務員の家族の方、この方々は認められているんだそうです、世帯分離が。だからこれは本当に公にできないはずなんです。同じ介護保険の中で、一般町民や住民の皆さんの場合には世帯分離できないとやられる可能性がかなり高い。しかし、公務員の家族や何かはみんな分離して、安い利用料で利用していると。だから、入所者同士が話し合うと、こういうふうにとるともっ

と安く入れるんだよと、そういう手続したらと言われて、浅川町の住民の方も来たそうですよ。そうしたら、浅川町は頑として受け付けなかったと。それが実情なんです。そのことは、私、担当者にもお話ししたんですよ。ここでどうだこうだということいかないですから、いいですよ。みんなでちゃんと勉強してくださいよ。担当者を初め、ちょっとおかしいですよ、皆さん。やってたってしょうがないんで、住民課長と保健福祉課長から答弁をもらってやめます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○8番（田中重忠君） 町長だめ、わからないから。

○町長（江田文男君） 職員は勉強はしていると思いますから、一生懸命やっていますからよろしく願いいたします。

なお、課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、江田豊寿君。

○住民課長（江田豊寿君） まず、世帯分離、合併についての取り扱いについて、改めて説明を申し上げたいと思います。

世帯分離、合併については、届け出によりまして住民基本台帳法上整理をしております。届け出関係については、様式上、世帯分離をする場合、分離する方それぞれに署名、捺印の欄がございますので、事務取扱としまして申出書という形で、世帯が分離される場合のそれぞれの署名、捺印で実情に合った形で申し入れをしていただければ、世帯分離ということの届け出を受理しております。

事実関係ですが、以前にもいろいろお話は議会でもあったとおり、安易に、ただ申し出があれば受け付けをするというものではないということをご理解をいただきたいというふうに思います。そういった介護保険とか税金面とか、いろいろ関連する部分がございますので、届け出等があった場合については、それらの相談を受けて、実情に合った形で住民基本台帳法上の整理をするということで、決して認めるとか認めないとか、調査をするとか、そういったことではなくて、あくまでもその居住実態が世帯分離ですよということであれば、それは、そのようなことが確認できれば世帯分離を認めるという形で処理していますので、実態と異なった届け出についてはこれはいかなものかなということ、安易に認めるものではないというようなことだけは、世帯分離、合併についてはご理解をいただければよいのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 介護保険料に伴う世帯分離ということですがけれども、厚労省のいきさつ等は私どもはちょっと明確なところは把握しておりませんが、私も県のほうに、担当者のほうに問い合わせたことがございました。実際には、世帯分離は市町村が行うものなので、県がどうこう言うような形ではないという、そういった回答で、明確な判断はいただいおりません。

先ほど田中議員がおっしゃったような形で、親族の1人が特養施設に入ったと、明らかに世帯と実態が分離されているような場合には、住民基本台帳法で同一のところにあつたとしても、先ほど住民課長がおっしゃったように、本人の届け出によって、生計が違ふということ、世帯分離は認められるのかなという形で、今後そういった形で、本人の申請に基づいて、本人の責任に基づいた申請によって認めるというような形で、住民基

本台帳法で別世帯になれば、それに従って介護保険料も新たに算定するという形になると思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○8番（田中重忠君） ありがとうございます。大きい声を出して申しわけございませんでした。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）滝ノ台宅地の完売についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 滝ノ台宅地の完売について質問をいたします。

滝ノ台団地の宅造販売については、これまでもこの議会で何度も質問を繰り返してきました。さきの12月議会で、私は、全員協議会で、宅造販売について議会と協議を行い、宅造の販売価格を実勢価格に引き下げることなどを検討すること、滝ノ台居住者に宅造販売について意見を聞き、協力を求めるべきなどの質問と提言を行ってまいりました。質問に対する町長、課長答弁は、全員協議会を開いて宅造の値下げを協議検討する予定はありません、また値下げするのは困難です、滝ノ台住民に宅造販売についての意見と協力を求めることは考えていません等の答弁をしております。これは、町長、課長答弁は、昨年9月議会、当時の須藤前町長の答弁と全く変わっていません。既にご承知のとおり、須藤前町長は、これらの答弁を3期12年間繰り返し続け、結局1区画の販売もできないまま退陣されました。

江田町長、八代課長は、今後もこの12月議会答弁のとおり宅造販売を進めていく考えなのか、もしそうだとしたら、江田町長は就任後まだ4カ月の段階で宅造販売を進める考えが全くないということになります。町長、これでは町民の期待する町政とは全く違います。町民の期待を裏切らないでください。町長は、前12月議会時のように担当課長が作成した答弁書だけで答弁せず、町長として町民に対し、真摯にみずからの考えで答弁をしていただきたいと思います。

改めてお聞きいたします。

1つ、議会と宅造販売について全員協議会を開き、宅造販売の促進について協議する考えはないのか、開くとすればいつごろ開くのか。

2、12月議会で、価格を下げるのは困難と答弁しているが、値下げできない本当の理由とその根拠を明らかにしていただきたい。

3、滝ノ台住民との話し合いと、協力と求めたくない理由は何か。

4、滝ノ台宅造の残区画数と金額は幾らになっているのか。

5、町長は、この宅造販売を今後具体的にどのように進めていくのか。今年度の販売方法と販売目標区画数をお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、行政報告で申し上げましたとおり、来年度、汚水処理施設の管理を町で受け入れするための準備を行う予定をしておりますので、それらの状況も踏まえて今後検討させていただきたいと思っております。

2点目につきましては、特別分譲における説明会の意見等を踏まえると、値下げに対する住民の同意はなかなか難しいと判断しているところであります。

3点目につきましては、汚水処理施設の町への移行も踏まえて、地元住民との話し合いについては今後さらに検討していきたいと考えております。

4点目につきましては、定住移住促進住宅を建築した区画の分を含め、37区画3億2,849万9,000円となります。

5点目につきましては、施設の管理、料金徴収業務等の住民の負担軽減を図るとともに、イベントにおけるPR活動に取り組んでまいりたいと考えております。なお、平成31年度予算における販売予定は1区画となっております。

さらに、田中議員は、江田町長は自分はどうするんだとおっしゃっていますが、昨年も私が申したとおりに、定住移住促進住宅を、もし補助事業があれば建築したいと考えております。なぜならば、昨年この促進住宅ができたことにより、他の町村から4世帯12名、そのうちの子供が4名ふえており、大成功だったと思っております。この12名は町にとっては貴重な人口増だと思っております。ですから、私は今年度そういう補助事業があれば、さらに他の町村からも若い世帯を引っ張ってきたいなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいま答弁をいただきました。

価格を下げるのは難しい、価格を下げないで売れたならば大したものだと思って、1区画七、八百万から一千万ですから、到底普通の常識では考えられない。宅造販売について全員協議会を開いて、議会と相談をされてはどうですかと、これは須藤町長のころからずっと続いているんです。なぜか議会と協議会やりたくない、何でなんでしょうか。今の町長の答弁ですと、汚水処理状況を踏まえて地元住民との話し合いを秋ごろですか、するのは、いつですか、ちょっとあれしたんですが、そのときに一緒にやりたいと。やられればいいんじゃないですか。でも、価格を下げるというのは難しい、価格を下げないという話し合いをされるのか、ちょっと私には想像しません。

それで、大体先が見えている話なんで、はしょって簡単にやります。現在37区画、このうち2区画はさっき言った定住若者住宅を建ててあります。それらを含めて当初造成した当時の価格そのままを鑑みて、3億2,800万ぐらい残っているということでございます。これ、おわかりだと思うんですが、売れないうちは3億2,800万というのは結局何にもならなかったようなことになるんだと思うんですね。

それで、今あそこに、若者の定住移住住宅というのが建っております。2戸ですか。それで4軒入っていると。これをどんどん進めていけばいいというご意見も今出ています。町長も今そういう答弁をされました。しかし、この定住移住促進住宅は一体幾らかかったかという、8,979万2,000円、1戸当たり2,240万かかっているんですよ。このうちの半分は、半分かな補助金は、それでも千二百四十何万かかっていると、土地代は一銭も入ってきません。それで、ここに住んでいる方が固定資産税や税金いろいろ払うから採算とれるでしょうという説明がありました。しかし、現在浅川町でアパート経営をしている方々のアパートをごらんになってわかると思うんですが、そんなに入り切らないほど入っていません。最近では空いてしまう。ですから、行政が安

易に公金を使ってそういう賃貸住宅や何かを建てるのが民営を圧迫する、そういうことになるんです。そのこともしっかり頭に入れておいていただきたいと思います。

それで、どうなんですかね、そういうことと、そして最後にお聞きします。

どうやって、どういう方法で売るんですか。そんなに何点も要らないです、5点ぐらい。こうやります、ああやります、それで完売します。ひとつ教えてください。

それで、ちなみに私いろいろ調べたんですよ。そうすると、平成14年度までが富永町長、富永町長のときには、毎年区画数は変わっていますけれども、毎年販売していました。18年度、須藤町長になってから1区画も販売できていないです。それで、ですから須藤町長のときの宅造会計、今回の議会で出ていますよね、宅造会計に売れもしない宅造を2区画だとか1区画だとか計上して、決算になったら1つも売れていません。こういうことは富永町長のときにはやっていないんです。ところが、須藤町長のやった12年間の中では、毎年1区画、2区画ずつ売れる売れると予算を立てたけれども、結局1区画も売れない予算になっていたと。このことをしっかりと頭に入れておいてほしいと思います。

それでは、5点について、これから売る方法、答弁してください。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私、昨年11月から町長になりました。それで、東京事務所には二度ほどパンフレットを持って行かせていただきました。それで、さまざまなPRをさせていただいております。そして、今後とも先ほど言った定住促進をさらに検討して、5年を過ぎたら恐らく定住促進を出ていかなければいけないと思うんです。そのときに滝ノ台の区画を買っていただければ幸いだと思っています。ですから、もう1つ、2つ定住促進をつくりたいと思っています。また、いずれこの滝ノ台、あるいは山白石、里白石の小学校跡地の問題もありますから、検討委員会や全員協議会を議長と相談してやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 簡単に申し上げます。

これは私だけなのかもしれませんが、皆さんひとつ理解してほしいんです。今、浅川町内、どこでも建物とか土地とか売っていますよね。これが全て地主と買う人で話しついているやつはほとんどないんです。みんな不動産屋さんが中に入って、借り入れから何かからすっかりやってやって、そして成約すると。だから、そういうときですから、町が幾らパンフレットを配っても何しても、ほとんど町が直接売るという形はもう終わっているんですね。ですから、私は、至急に議会と執行と協議して、その中でいつそのこと不動産屋さんなら不動産屋さんに売ることをお願いして、不動産屋さんのルートに乗せて売っていただくことが一番確実に売れるというふうに思ったのであります。町長もいろいろお考えがあらましようから、なって何ぼもたたないのに、厳しい荷物しょって大変だと思いますが、頑張ってください。

終わります。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

ここで10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時50分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順1、8番、田中重忠君、（7）横領公金問題の最終解決についての質問を許します。

8番、田中重忠君。

〔8番 田中重忠君起立〕

○8番（田中重忠君） 横領公金問題の最終解決について質問をいたします。

この横領公金については、さきの12月議会でも質問しており、もう限りなく毎議会取り上げてきました。なぜなら、これは前町長らが、私たち議会に具体的にその解決策を全く示していないからです。前12月議会で、江田町長は、最終的な返還義務は元職員にある、町は元職員に支払いを求めています、収納代理金融機関と町指定金融機関と話し合い、賠償を求めることは困難ですと答弁しています。なぜ困難なのかの理由については、何度聞いても弁護士の見解としか説明していません。

また、公金横領問題発生からの意見であります。町はその事故発生時の契約者で収納代理金融機関、指定代理金融機関と契約を続けています。これまで町は公金横領問題発生時の契約では当該金融機関に対して賠償請求することは困難ですと繰り返し説明してきており、そうだとすれば浅川町収納代理金融機関、指定金融機関との現在の契約書では、万が一今後発生する事故による公金の損害について一切賠償請求できない不完全な契約書になります。

そこで、お聞きします。

1、町は公金横領問題で発生した損害賠償について、収納代理金融機関の浅川郵便局、町指定金融機関の東邦銀行、白河信用金庫、JA夢みなみらと、この問題の最終決着について話し合うべきではないか。

2、須藤前町長は、4金融機関とは一度も話し合いをしていない、賠償を求めるのは困難です等の答弁を繰り返してきました。町との契約で何年間も町公金を扱ってきた4金融機関と、この事故について一度も話し合いをしないというのは、全く道理の合わない話であります。早急に話し合いをいたすべきであります。

3つ目に、町が返済を求めている元職員は、平成29年度に合計10万円を返済しました。30年度は幾ら返済されるのか、また、毎年10万円ずつ返済すると、完済までに何年くらいかかるのかお聞きしたいと思います。

4つ目に、町と須藤前町長は、なぜ元職員1人にだけ損害賠償を求めているのか。本件に関係ある4金融機関には、どんな理由で話し合いも損害賠償請求もしないのか。

5、これだけの横領事件が発生したのに、町が元職員以外の関係者と一度も話し合いをしなかったというのは、町民として全く納得できません。4金融機関とは一体何を話し合い、町民に何を隠しているのか明らかにしていただきたい。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

この横領問題は、たしか平成19年の4月頃発生したと思います。もうかれこれ12年の長い歳月が流れました。それで、この1点目、2点目につきましては、裁判の判決により、公金横領をした元職員に返済義務があり、弁護士と相談した結果、請求ができないということで、金融機関との協議は考えておりません。

3点目につきましては、平成30年度の返済は、2月末現在で6万5,000円となっております。また、完済までの年数につきましては、民法の規定により、元本、利息を支払う場合の充当順序があり、利息の次に元本となっております。全ての利息が返済された後において元本の償還となることから、完済までの年数につきましては不明でございます。

4点目につきましては、1点目、2点目と同様に、公金横領をした元職員に返済義務があることから、請求できないものと考えております。

5点目につきましては、私は何も隠し事はしてございません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいま答弁いただきましたが、その答弁はこれまでの答弁とほとんど変わっておりません。私は、この問題をやっぱり最終的に決着をつけると、こういうことが必要であると思っています。というのは、町民が納めた税金が横領されて、それが最終的にやった職員本人だけの責任だということで、延々これ続いていくわけです。最終的に今の調子でいったら、本人が返済するだけでやっていったら何年かかるんですかとお聞きしましたね。それについては答えようがないんだと思うんですよ、1年に10万か、ことし7万ですか、そんなものでは。だから、私はやっぱりそれぞれに、町は責任がないと言ったって、私は、責任があると言っている郵便局、信金、東邦、JA、この4金融機関とが話し合っ、最終的な決着をして、町民の皆さんにしっかりとおわびとお知らせをする。このことをもって初めて決着なんですね。それをしないで、いつまでもいつまでも引き延ばしている。

そして、浅川町の場合には、特に、須藤前町長の時代と言っていいですか、余りそういう言い方したくないんですが、下水道の問題で750万ぐらいの不納欠損が出たりしているんです。要するに他町村ではそんなことはないんです。町の公金で損害が出ても、本人たちに悪意がなかったからいいんだということで、須藤前町長は議会で済ませちゃったんですね。こういうことでは行政の信頼を失いますから、やっぱりこれははっきりとこの4金融機関と協議をして解決をすると、こういうことで努力をしていただきたいと思います。そのためには、まず議会で協議会を開いていただいて、議員さんの中にもいろいろな考え方があると思うんですね。それらも踏まえて、そして取り組んでいただければと思うんです。

私、古い会議録に目を通してみました。初めのころには、角田議員さんも上野議員さんも私と同じような方法で町長に早期解決を迫っておりました。それらのこともありますので、あれから十分過ぎるくらい時間がたっ、てしまいましたけれども、ここでもう一度、そこを踏まえて解決に向けて努力をしていただきたいというふうに思います。須藤町長も、26年6月議会では、横領金全額が弁済された時点が解決であると思っています。まだ解決していないんですね。郵便局が「はい」ということを聞きますか、答えがないんだ、答えがありませんと、かって、こういう答弁もしています。要するに、先送り先送りで、ほとんどこれは解決になっていなかったんです。ですから、これについてはぜひ議会も含めて、しっかりと議論をして、また金融機関も来

ていただいて、そして解決に向けて話し合いをしていただきたい、そう思うんであります。

それで、私が金融機関にどんな責任があるのかということにつきまして言いますと、これは浅川町収納代理金融機関の指定についてと富永町長が出しているんです。これは郵便局さんに浅川町の収納代理金融機関になったから、ことしの指定金融機関の白河信用金庫さんと話をして契約書を結んでください。それから今度は、白河信用金庫さんとゆうちょ銀行さんとの間では自動振り込みによる公金を扱う。そして、それについては3営業日までに白河信用金庫の浅川支店に払い込む、みんなそういう契約を交わしているんですよ。今使っている契約書もそうだと思うんですよ。それで、この指定金融機関の契約書の中には第13条で、乙は指定金融機関の事務の取り扱いに対し、善良な管理者の注意義務を怠ったことにより甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。結局契約書ですから、万が一のときにどうするかということがみんな書いてあるんです。こういうこともありますので、ぜひひとつ議会のほうと、今後このままこれをチャラにしまうのか、それも話し合いの結果でいいと思うんです。とりあえず、何にも話をしないで執行側だけがそれを抱えていたんでは、町民の信頼をなくすと思いますので、ひとつその方向で努力してほしいんです。どうですか、町長。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず最初の、冒頭の、返済が何年かかるかは元職員次第だと思っております。なお、私も努力はしていきたいと考えております。

また、裁判の判決により、先ほど申したとおりに、公金横領は元職員に返済義務があり、最後まで支払うのが私は義務だと思っております。また、弁護士と相談しても、金融機関は難しいと同じ結果が出ると思っております。

なお、最後の、いろいろ検討しろということで、私はいろいろと議長と議会の皆さんと相談をしたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○8番（田中重忠君） オーケーです。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順2、金成英起君、（1）一級町道、染・小貫線についての質問を許します。3番、金成英起君。

〔3番 金成英起君起立〕

○3番（金成英起君） 一級町道染・小貫線について質問申し上げます。

一向に進展の見えない小貫、太田輪、染地内の沿道バイパス一級町道であります。

平成9年から11年の事業により、完成、開通して20年の年月が過ぎようとしていますが、いまだ小貫からの入り口約130メートルにわたり旧農道のままであります。大変道幅も狭く、事故も多く危険でありますので、早急に改善、改修をお願いするものであります。町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

町道染・小貫線については、平成11年度に完成し、約20年が経過しております。この質問の小貫側の箇所につきましては、当時、用地の関係で拡幅ができずに現在に至っております。

道路事業の実施に当たっては、用地の協力が不可欠でありますので、まず用地の問題を解決した上で、今後

の事業に検討していきたいと考えております。私も金成英起議員とは全く同感であります。

○議長（円谷忠吉君） 3番、金成英起君。

○3番（金成英起君） これ、20年前、いろいろ交渉の中で地権者が5名ほどいたと思います。小貫、社田・浅川線の入り口は同意をいただいているみたいです。あと5名の地権者の中で4名の同意はいただいているみたいです。ただ1件だけ同意に至らなかった。この件で20年の経過が過ぎている状態です。町長さんに努力をいただいて、ぜひ早期の実現をお願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） あそこは、狭くなっているのは130メートルでございます。私も現場に二度ほど行きました。やはりあそこ朝夕は大変車の量が多いんであります。ぜひ地権者と相談して、必ず実現に向けて31年度はやっていきたいと思っております。

そして、そのほかにもいろんな箇所が、まだまだ中途半端なところがございます。それも含めて今後一生懸命やっていきますので、ぜひいろいろとご協力をお願い申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○3番（金成英起君） はい、いいです。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、1番、岡部宗寿君、（1）滝輪裏より里白石間の街路灯についての質問を許します。

1番、岡部宗寿君。

〔1番 岡部宗寿君起立〕

○1番（岡部宗寿君） 里白石から自転車通学をしている、約十何人おられると思いますが、大部分は野球選手がいっぱいいて夜までやっています。滝輪裏、通称ビルブチ間から滝輪前酒井氏宅の前に出て、滝輪前の踏切より町民グラウンドを通して中学校に行きます。2月までに、酒井氏宅と通称ビルブチ間は、ありがとうございます、電気がようやくつきました。ありがとうございます。それよりもっと交通量が多い、滝輪裏から里白石間、皆さん通っていればわかると思いますが、歩道もなく、滝ノ台の宅造の下までは広いんですが、歩道が。そこから里白石間までは歩道もない、また電気もついていない。1年を通じて通学しているんですね、中学生が。秋口から春先にかけては帰り道は薄暗く、冬期に至っては今は真っ暗です。車でいつもあそこを通る人は、なんだ歩道もなく、暗く危険なのに街路灯がついていないのは何なんだと、そういう人がたくさんおられると思います。なぜつけられないのか、まずその辺をお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順6、9番、上野信直君、（5）里白石、花火の里ニュータウン間の町道滝ノ台線への防犯灯設置計画はの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 同じ趣旨です。

国道118号里白石地内から花火の里ニュータウンを結ぶ町道滝ノ台線には、118号から通称ポンプ小屋付近までの1キロ余りの区間、防犯灯が1基もありません。里白石や福貴作の生徒の通学路でもありますし、買い物のため浅川駅で下車した高校生などが歩いて帰る道路でもあります。車を運転中、真っ暗なため、黒い学生服

が突然あらわれて冷やっとしたという方もいらっしゃいます。事件、事故を未然に防止するため、早急に防犯灯を設置すべきではないかと思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 初めに、岡部議員にお答えいたします。

滝輪地内の防犯灯につきましては、2月下旬に工事が完了し、点灯いたしました。

滝輪・里白石間につきましては、以前に行政区からの要望がありましたが、設置する段階において、付近の所有者から同意が得られず取りやめになったことから、設置できない状況となっております。

次に、上野議員にお答えいたします。

1番議員にお答えしたとおり、同意が得られず、設置することができませんでした。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、岡部宗寿君。

○1番（岡部宗寿君） 反対されたからだめなんだとか、そういうのはやっぱりだめだと思います。これはやっぱり、反対された方がいると言われたんですが、個人だと思うんですがね、個人と、あと行政区と。これはまず話し合いをもって、早急につけなくちゃだめだと思うんです。それを今までやらなかったというのは、何でだめなんだかというのはわかんないんです。とにかく、承諾をもらえるような、町は話をして進めていただきたいと思います。

4月から新入生が何人か通ると、小学校までは自転車では通っていないと思うんですが、中学校になって急に今度自転車を通うわけじゃないですか。そうなったらやっぱりこれは危ない。子供たちの命を守るために、まず時間を置かず、町長、12月に議会で行われましたよね、スピードをもって進める、何でもスピードをもって進める、これはいい言葉ですね。これから、町職員の皆さんは、町長が言ったスピードをもって仕事をしてくださるようお願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど1番議員からおっしゃいましたが、確かにあそこは中学生が夕方暗くなったとき、自転車で通っております。私も現場に夕方何度か行かせていただきました。やはり今後、安心・安全、そして付近の所有者から同意があれば早急にやらせていただきます。あそこは防犯灯がないと、確かに事件、事故が発生したら取り返しがつきませんので、ぜひとも同意がもらえるよう、もしお話ができればよろしく願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私、里白石の方からこのお話を伺ったんですけれども町道森下・池田線というんですけれども、その東側の部分約1キロについては、8基の防犯灯が整備をされまして、里白石の、私にお話をしてくださった方は、滝輪区の努力に大変感謝をしていたということをもっと申し上げたいというふうに思います。

今の答弁を聞いておりますと、疑問なのは、地権者の了解が得られないということでありましてけれども、これは具体的にどういうことなんでしょうか。里白石から、通称ポンプ小屋までの1キロの区間、1個も防犯灯がない。あの区間は電線もないんですね。電線もないので、ポールを立てて電線を通して防犯灯を設置すると、こういうことになるんだと思うんですけれども、そのポールを立てる場所の地権者の了解が得られないという

ことなんでしょうか。であれば、道路の右側の地権者の了解が得られないのだったら、じゃ、左側に設置すればいいんじゃないのというふうな感じもするんですけども、その辺の実情はどうなのか伺いたいというふうに思います。

それから、ついでですのもう一つ。

今年度の浅川町の防犯灯の設置の計画は、全町で6基ですね。各行政区から上がってきたところの防犯灯に、要望に対応するというので6基を設置するというのだというふうに思うんですけども、あの1キロの区間だと、森下線の例を考えれば、8基の防犯灯は必要だというふうに思います。であれば、やはりあそこに防犯灯を設置するのであれば、あの1キロの区間きちんと一遍に8基を設置すると、こういう姿勢で取り組むべきではないかというふうに思うんですけども、お考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 細かいことは担当課長より説明させていただきます。

先ほど申したとおり、私も現場を見てきておりますので、安心・安全、そして事件、事故をなくすためにも、防止するためにも、早急に検討させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） ご指摘のところにつきましては、平成27年度に行政区のほうから要望がございました。それによりまして、上野議員おっしゃるとおり、電柱がないということで電線を引っ張ってくるということで、その作業の途中までいきましたけれども、地権者の同意が得られずに断念したということでございました。これについては、耕作者のほうから田畑に影響するのかなということで、ちょっと私も細かいことはわかりませんが、そういうようなことで了承が得られず、東北電力のほうでもそういう状況であるのでできないということでの返事ございました。

今回、6基ほど防犯灯の設置の工事費を計上しておりますけれども、今回の地区については現在のところ要望はないということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 区からの要望があつて、防犯灯を設置するために東北電力にお願いをして、電線を引く途中までいったけれども、地権者の方から異論が出て、途中で中断になったと、こういう経過ですね。

その異論が出た理由が私はよくわからないんですけども、仮に防犯灯ができることによって稲作に影響があるかということであれば、これは場所を移すとか、そういう対応も可能だろうし、あるいは作業に影響があるから別の場所に移してほしいということであれば、別なルートを考えるということもこれは可能だろうというふうに思います。その辺はきちんと再検討して、ぜひ進める方向でやっていただきたいというふうに思うんですね。とにかくあれだけ立派な道路で、防犯灯が1つもいないなんていうのは、町内ではないわけですから、ぜひ事故が起こる前にやっていただきたいというふうに思います。

それで、私が2点目としてお聞きしたのは、1つ、2つつけていくんじゃなくて、あの区間はあの区間として一つのまとまりとして一遍に、私は8基ぐらい必要だというふうに思うんですけども、それを設置するという姿勢で臨むというふうにこの問題に対応していただきたいんですけども、その点についても改めて伺い

ます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、9番議員さんが言ったふうに、場所を移して、なおかつ地権者の了解を得て検討させていただきます。

そしてまた2番目に、一遍に設置8カ所をお願いをしたいということではありますが防犯灯はかなりの地域から依頼が来ております。本当に優先順位が大変でございまして、それもお検討させていただきますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順3、1番、岡部宗寿君、（2）里白石、山白石各小学校の閉校後の利活用についての質問を許します。

1番、岡部宗寿君。

〔1番 岡部宗寿君起立〕

○1番（岡部宗寿君） 12月に議会で、議員の質問で町長はこういうふうにしたんですね。検討委員会をつくり、スピード感をもっていいアイデアを出しながら、皆様のさまざまな意見を聞かせたいいただきながら、文部科学省の意向を尊重して進めてまいります。どこまでその話が進んでおられるのかお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、現在、閉校に向けた取り組みを進めていることから、検討委員会については、閉校後に議会の皆様と、あるいは地元の皆様方と検討を考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、岡部宗寿君。

○1番（岡部宗寿君） 閉校プロジェクトですから、これは閉校していかなきゃならないのは本当だと思うんですが、その前に町長は、検討委員会はスピード感をもってと言ったんですから、私が言いたいのは、今閉校しても、2校の今年度予算、普通財産に伴う施設管理、修繕、各種検査手数料、里白石小に345万円、山白石小に294万が計上されており、これは廃校したところの維持管理費としてあるんじゃないか、具体的にどういふふうにして何にかかるとか、まずお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 検討委員会は、これは必ず実施いたします。ですから、先ほど、閉校後、議会の皆様とともに検討委員会など設置したいと考えております。これもやはり議長と相談をしてみたいと考えております。そして、今のお金、六百万ですけれども、これは普通財産として管理し、地域の皆様がグラウンド及び体育館等を利用できるよう、維持管理費用として計上したところでございます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 予算の関係でございすけれども、これにつきましては、今、町長言ったように、維持管理でございす。ある程度細かいところで言いますと、例えば建物の共済ということで、火災保険、警備保障、電気、水道、あと電話回線、消防設備、それらの維持管理ということで計上したところでございす。

○議長（円谷忠吉君） 1番、岡部宗寿君。

○1番（岡部宗寿君） 使っても使わなくてもお金がかかる、わかりました。やはり使わなくても維持費がかかるのであれば、町長言うように、少しでも早く利用方法を考えなければいけないと思います。

2月の閉校式で、里小の子供だったと思うんですが、僕は勉強して調理師になって、里小で地元の野菜を使ってレストランをやりたいと言われました。皆さん感激して拍手がやまなかったと思うんですが、そのほかにも農家レストランやホテルなどをやって学校を残したいと壁に夢が書いてありました。昨年、議会で、6月だと思うんですが、私はそのころいましてからわかりませんが、2日間4カ所の施設を訪問し、統合により廃校となった小学校の利用について議会で研修されたはずで。そのときは町長も議員として参加していると思いますが、その中には参考になるようなところもあったと思います。

これは隣町の話なんですけど、聞いたところによりますと、隣の石川町では、中谷小のどちらかを学法石川の寮にするとか、山形小を東洋大学のマラソンの合宿所に使ってもらうとか、今そういうすばらしい話が出ているようです。

まず、そういうことですので、議会で協議会を開いて、幾つかの案を立ち上げて、こういうのもいい、ああいうのもいいと言って、これ、職員ではなく、議会のほうでそういう話をして、早く協議をして、早急に検討願いたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ありがとうございます。

地元の子供たちの夢のためにも、地元の皆さんの意見を聞いて、議長を初め皆様と協議会を開きたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）浅川町猟友会からの陳情書についての質問を許します。

1番、岡部宗寿君。

〔1番 岡部宗寿君起立〕

○1番（岡部宗寿君） 昨年、浅川町猟友会から町へ陳情書が出されていると思いますが、年に40万委託料として載っているということです。東日本大震災以降、有害獣の増加で、出動回数が震災前と比較して5倍から6倍になったと聞いております。現在、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、イノシシを捕獲しています。町が罠をかけたところから連絡があれば、猟友会は平日、休日、工作中でも箱罠をかけたあたり見に行くんですが、そのときに使う餌のパナナ、リンゴもその罠をかけるのには自腹で買っているんですね。町の今年度予算で、鳥獣被害防止事業補助として、電気柵などの資材購入費も助成に50万円が計上されたんです。電気柵では、有害獣は追っ払うことはできるんですが、捕獲することはできないんです。減らすこともできないということです。猟友会の人の話では、有害獣を減らすには罠か銃で捕獲するしかないんだよと聞いております。

県では、鳥獣被害対策強化事業として予算が4億3,000万、県で計上しているらしいんですが、どうかこういう有害駆除の会員の皆さんに補助金として猟友会で利用できる予算があるのか、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私も、イノシシやハクビシン等が田んぼや畑を荒らすのは知っております。大変農家も困っております。今後も恐らくイノシシやハクビシン等がふえるのは間違いないと思っております。本当に浅川町の猟友会の方々には感謝をしております。

そこで、鳥獣被害防止対策の一つとして、平成30年度から電気柵等の資材を購入し設置した方に対する補助を実施しており、31年度も50万円を計上しております。鳥獣被害対策実施隊の活動予算は、これとは別に計上しており、両者は予算の性質が違うことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、岡部宗寿君。

○1番（岡部宗寿君） 予算が出ているということですね。

ちょっと申し上げますね。猟友会では、昨年4月からことし2月13日、本当はもう2月過ぎちゃってもっと数が多いんですけども、罾とか猟銃で捕獲した数がハクビシンが61匹ですよ。それ2月までの話ですからね。ハクビシンが61匹、タヌキ18匹、イノシシ17頭ですよ。この中でもきつと畑とか荒らされた人はとってもらった人いると思いますよ。それでアライグマもいるんですよ。アライグマ1匹、ハシブトガラス5羽、カルガモ14羽を捕獲したというんですね。浅川町では、数多くの獣がもっといるらしいんですね、何かわからないんですけども。その中でもハクビシン、これひどいんです。皆さん方の屋根の裏で子育てをして、屋敷の周りのトウモロコシ、トマト、イチゴ、とにかくありとあらゆるものを食うらしいです。それで、ひどいのは、屋根裏でうんこするらしいですよ、ふんをして天井が抜けちゃったとか、こういう話聞かなかったですか。何件かあるわけですから。これは電気柵なんかでは対応できないと思いますよ。あとイノシシ、震災後ふえ続けて、農作物も何でも食べて、畑にあったものを掘り起こすらしいですね。だから、普通の人は誰が俺の畑掘り起こしていったんだっぺなというぐらいひどかったらしい。

猟友会は現在9名なんですよ、9名でやっているんですよ。それで、入ったばかりの人4人いるらしいんですが、その人はまだ新人なものですから、鉄砲とか罾とか1年か2年過ぎないとやれないらしいんですね。一応見習いが4人いるらしいですよ。ただ残念なことに高齢化しているんですよ、みんな。これはちょっと厳しいですね。だから若い人にこれから入会してもらってもいいですよ。あと町の関係の人がイノシシとったときに見たら、見た人いると思うんですよ。おそいかかってくる。そういう命がけの危険な仕事でもあるんです。

まず、ここで、電気柵で本当にとれないということ何回も言いますが、予算をちょっとふやして、やりがいのある仕事とすることがまず今一番大切だと思うんですよ。猟友会では要望事項委託料引き上げ、燃料代、玉代、小動物駆除の場合、1匹5,000円ぐらいとなっているんですね。でも、一般に民間に頼むと、ハクビシンだと3万円ぐらいかかるらしいですよ、処理代。それを5,000円でやれと言っていますよ。なかなか厳しいとは思いますが。一人年間2万6,000円の補助金と町長きのう言われていましたけれども、これはこれなんです。でも現実はずっと厳しいということですね。今、このハクビシン、イノシシをとってもらって、喜んでいる方いっぱいいると思います。それは猟友会のおかげだと思うので、ひとつ予算のほうよろしく願います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほども申しましたが、本当に猟友会の方々、9名の方には本当に感謝しております。

今後ともよろしくお願いいたします。

なお、金額については、担当課長に説明をさせていただきます。

それで、本町の、このイノシシやハクビシン、あらゆるものが本町だけではないんですね。今、県内各地で被害をこうむっております。そういうことで、県からももっと補助をいただけるように、私のほうからも行った際には報告しておきますので、もう少しの間しばらくお待ちください。よろしくお願いします。

なお、担当課長、お願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） お答えいたします。

31年度から、新たな隊員への報酬を支払うことで先日は説明いたしました。それから、委託料については、引き続き40万円、そのほかに浅川町では27年度から国の交付金を受けて事業をするために、浅川町有害鳥獣被害対策協議会というのを設置しております。そちらのほうが窓口になりまして、直接国のほうの補助等をいただき、その活動状況について補助をいただいているところです。31年度においてもその協議会への町からの補助金としては40万円程度ほど、それから、その協議会が直接国との補助等で80万円くらいの予算は見込んでおります。それは活動実績と、あるいは国の配分額が確定しませんと決まりませんが、そのような見込みで対応しているところでございます。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○1番（岡部宗寿君） はい。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（4）加工製造、販売事業運営補助金についての質問を許します。

1番、岡部宗寿君。

〔1番 岡部宗寿君起立〕

○1番（岡部宗寿君） 平成30年9月議会で上野議員が質問されて、その答弁で、農政商工課長が言われていました。特産品というか、そういう特徴のあるものを今後開発して販売につなげていきたいと答えておりました。その後、どのような商品ができたのか、また何人のスタッフがいるのかお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 農産物加工品として漬物を製造しており、昨年の秋以降、一般社団法人の職員が、直売所あさマルシェにて販売しております。

2点目につきましては、県が関与している6次化をサポートする機関の専門家を派遣していただき、助言等をいただいております。運営の補助については平成30年度まで受けていた状況となります。

なお、補足説明を担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 質問の通告の内容ですけれども、繰り返しになりますが、昨年の秋から漬物を試験的に製造して直売所で販売している状況です。

それから、国や県からのアドバイスということですが、先ほど町長答弁のとおり、県が関与するそういう福島地域産業6次化サポートセンターというところがありまして、そちらのほうから専門家の方にアドバイスをいただいたりしております。この運営補助につきましては、29年度において、いろいろ設備投資をしたところですが、29年度、30年度については運営補助金はありましたけれども、31年度以降については町の単独の費用で運営をしていくところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、岡部宗寿君。

○1番（岡部宗寿君） 町長が言った、6次化という話が出たんですけども、課長、知っていますか、昨年から県で、募集して6次化創業塾というのがあったんですけども、勉強会があったんです、2月に卒塾式もあったんです。これは中身が、農林水産物の生産加工、販売も一貫して手がける6次化商品のポイントを学ぶ基礎コース20人、実践コース13人、支援スタッフコース20人に分けての勉強会だったらしいです。まるで今の浅川町のためにやっていた勉強会です。まさか我が町でも山白石加工所をつくって、マルシェで製造販売して、すばらしい流れをつくったんですから、もちろん何人か参加されて勉強してきたんでしょう。それをちょっと担当者に伺います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 今は、おただしのその事業についてはちょっと私も承知しておりませんでしたので、そういう事業があるということですので、今後そういう機会を捉えていろいろ進めていきたいと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 1番、岡部宗寿君。

○1番（岡部宗寿君） 県で勉強会あっても、それに行かなかったそうですよね。今、漬物つくっているんだそうですよね。今ここに女の何人かいますけれども、どこの家庭でもやっていますから、漬物づくりは。それを商品にしてみんなで売らなくちゃならないんですよ。今までは国の予算があったから、それはよかったんですけども、今はちょっとまだ……これ3つ目ですよ、いきます。

県の勉強会に行かなくて、商品開発をし、販売をするのは難しいんじゃないかと思うんです。私は、浅川町の特産品の何を使ってどのような商品にするのかをもう考えなくちゃいけないんじゃないですか。せっかくこんな勉強会あったって、そこに行かない、勉強もしない、それで金だけ出す。町の単独費用、ことし590万円出るんですよ、590万円。あと幾らかかるんですか、これ。漬物つくるのにですよ。町の単独予算では限界あると思うんです。そこはやっぱりここでちょっと調べてもらって、県の予算の中で福島地域産業6次化戦略促進支援事業、2億円らしいですよ。それと、才色兼備ふくしま地域特産物活用事業2,600万、予算あるじゃないですか。こういうの勉強して持ってきてくださいよ。なるべく町の金を使わないようにしてくださいよ。これはきっと一般町民が思っていることだと思いますよ。

それと、早急に検討委員会なんか開いて、これ、今どういうものをつくるのか、何にもないのが浅川町、特産品ないんですよ。つくっている特産品が浅川町、キュウリですか、ナスですか、トマトですか、ニラですか、米、あと何ですか。何の話も出してない、特産品つくって、これ。漬物つくってね。それで、ここでも町長言ったじゃないですか、スピードをもって結果を出すと。ぜひ頑張ってください。お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、1番議員が言ったとおり、29年、30年度は確かに国の補助がございました。31年度からは補助590万円をしなければ、今後やっていくことはできません。さらに、本格的に漬物とかやれば、さらに補助がふえていく可能性がございます。ですから、今後、皆様とともに、検討委員会をやはりこれも設置しなければなりません。ぜひさまざまな検討委員会をつくらなくちゃならないんですよ。町民のために一生懸

命頑張って、いかにお金を使わないか、その税金を町民に返すかを皆さんで検討しなければなりませんので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（５）滝輪前県道及び日渡橋拡張についての質問を許します。

１番、岡部宗寿君。

〔１番 岡部宗寿君起立〕

○１番（岡部宗寿君） 滝輪区では、毎年毎年、町に日渡橋と道路の拡張をしてくれるよう要望書を出してあります。大したことないですけども、30年ぐらいですか。30年出しているんですよ、それで何もしてもらえないんですよ。滝輪区で道路を広げて橋をかけかえるだけなんですよと言っているんです。でもそれはやってももらえない。なぜ進まない。県ではまだ何て言っているのか、何が問題なのか、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） １番議員さん、昨年の11月からは何もしていないことはありません。私は県のほうに二度ほど、そして課長とも一度お伺いしております。

日渡橋の拡幅については、確かに平成10年度から毎年県に対し要望書を提出してまいりました。今年度末に滝輪方面に向かって日渡橋の手前左側、浅川浄化センター付近については、拡幅のための工事が発注される見込みです。日渡橋及び滝輪側の拡幅につきましては、現在のところは工事の予定がないと伺っておりますが、引き続き県に対して要望してまいりたいと思います。今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長（円谷忠吉君） １番、岡部宗寿君。

○１番（岡部宗寿君） やっとやっていただけるんですね、ありがとうございます。ただ、なぜ、この狭くて古い日渡橋を直してもらえない、これ、本当のことを言えば、この間2,000万近くかけてグラウンドのところの橋、工事やったんです。あれ通っている人は何の工事なのか、こんな、浅川でも１番、２番に新しい橋、何の工事やっているの、それよりも滝輪なんか、あんな50年以上も過ぎた橋、何もしていないのはおかしいんじゃない、そういうこと。だから、この前も町長言っている、スピードをもってやっぱり県と協議してね、早く、その狭い橋と道路の件で、早急にクリアすることを祈っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 昨年の11月に県庁に行った際お話ししたときには、日渡橋の工事は県に要望しておりますが、大変厳しい回答でした。それで、前後の拡幅の工事は県は協力的でありますので、まずは浄化センターの付近を拡幅をしたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○１番（岡部宗寿君） はい。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（６）住宅への火災報知器設置についての質問を許します。

１番、岡部宗寿君。

〔１番 岡部宗寿君起立〕

○１番（岡部宗寿君） これで終わります。

３月１日より春の火災予防運動が始まっておりますが、県内では昨年からは、小野町で一家７人、ことしになってからも立て続けに会津の外国の方２名とか、あと、きのう、おととも会津で火災報知器がついていなが

ら亡くなったという90歳以上のおばあさんがおります。火災があるたび亡くなる人が出ているわけです。これから、この間みたいな火災報知器がついてなかったというのはあつたらしいんですが、我が町の火災報知器の取り付け状況はどうなっているのか、そこをちょっとお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順5、2番、渡辺幸雄君、（1）既存住宅等の家庭用火災報知器設置の助成を考へてはの質問を許します。

2番、渡辺幸雄君。

〔2番 渡辺幸雄君起立〕

○2番（渡辺幸雄君） 私のほうから、ちょっと同じような内容になるんですけども、既存の住宅等の家庭用火災報知器設置の助成を考へてはということで、伺いをしております。

町の防災無線で、消防署より火災報知器の設置をお願いしています。須賀川地方広域消防組合も条例の中で、新築住宅では平成18年6月1日より、対象既存住宅等は平成23年6月1日までに設置するよう求められています。我が町としても火災を早期に発見し、生命、財産を守るためにも設置の推進が必要と思います。町として助成を出して取り組む考へがあるか伺いたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 確かに昨年から今年度と、火災による死亡が多いです。特に高齢者の方が亡くなり、本当に痛ましい火災には胸が痛くなります。

岡部議員の1点目につきましては、石川消防署浅川分署にも確認をしましたが、把握していないということでありました。

2点目につきましては、浅川分署では、各地で開催されているサロンに参加して、設置についての啓発を行っておりますが、導入制度等はありませんので、今後検討したいと考へております。

次に、渡辺議員にお答えいたします。

1番議員にもお答えいたしました。導入制度はありませんので、今後検討したいと考へております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、岡部宗寿君。

○1番（岡部宗寿君） 検討はわかりました。

広報あさかわの中に、消防組合が住宅用火災報知器取り付け支援サービスというのをやっているらしいですね。これは、みずから購入した電池式のものに限りますということで、自分で買ったらつけてあげるからということだと思んですが、なっていますよね。これじゃなく、各行政区と消防団とで各家庭を巡回します。これ1分団からずっとあるんですから、各自分の部落だと思んですが、巡回してもらって、今現在の火災報知器の設置状況を確認してもらったり、取り付けのない家庭には補助金を出して取りつけてもらうようにしてはどうなんでしょうかね。町防災無線でデジタル化整備事業に1億3,000万もかけているんですよ。その中に組み入れることはできないんでしょうかね。ないようであれば各家庭に火災報知器を導入する、県なんかとか町には予算とかないんでしょうか。ことしは県の総合防災訓練が我が浅川町であるんですよ、そのときに浅川町、なんだ火災報知器20%か30%しかないといったら、だったら、町長、火災報知器100%ですごい町だと言った

らいいじゃないですか。それらもぜひ検討をお願いして質問を終わります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、確かに高齢者の火災死亡が多いであります。今後、生活保護世帯、あるいは障がい者世帯、あるいは高齢者世帯に限り、要望があれば補助の検討をさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 2番、渡辺幸雄君。

○2番（渡辺幸雄君） 我が町でも一応少子高齢化が進んでいます。その中で2人で生活している人もかなり高齢の人もいます。そういう部分を対象に、先に対象とするような形で進めてもらいたいと思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 要望があれば、先ほど申したとおりに、生活保護世帯、あるいは障がい者世帯、高齢者世帯のために検討をさせていただきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

次に、質問順4、7番、水野秀一君、（1）跡地利用が決まるまで校庭をグラウンドゴルフの練習場への質問を許します。

7番、水野秀一君。

〔7番 水野秀一君起立〕

○7番（水野秀一君） 跡地利用が決まるまで山白石小学校の校庭をグラウンドゴルフの練習場についてお伺いをいたします。

いよいよ4月から浅川の小学校も浅川小1校となります。里白石小、山白石小学校の跡地利用が今後の大きな課題になってきます。山白石の地区の方々より跡地利用が決まるまで、校庭をグラウンドゴルフの練習場にしてほしいとの要望があります。考えをお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

里白石小学校及び山白石小学校につきましては、4月1日から普通財産として管理いたします。

跡地利用につきましては、今後検討することになりますが、利用が決まるまでは地域の皆様が利用できるよう進めてまいりたいと考えておりますので、グラウンドゴルフにつきましても要望があれば利用は可能であると考えております。

○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 町長の前向きな答弁ありがとうございます。地域の要望があるもので、早速今年度からこの事業をとり行って、早急な完成を願っているところであります。町長、今年度中に何とかありますか、それだけお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 日にちのほうは、決まり次第連絡させていただきます。なお、4月1日以降だと思っております。

それで、地域の皆様に利用していただき、健康増進につながれば私もうれしく思います。ぜひ要望していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 通告はしていなかったんですが、スポーツ関連についてなんですが、屋内の体育館ですか、それは今後廃校になってからの規約などもあると思うんですが、体育館の利用もあわせて室内のゲートボール場にはならないかと、ぜひそれも前向きな検討をしていただけたらなと思っております。

それで、今、山白石地区の方々が、浅川の室内ゲートボール場に通って練習しているわけです。その中で、冬期間、大概自動車に乗り合わせて、お年寄りを乗せていって、雪道などは自分一人でなく大勢の人が乗っていたりする場合もあるので、そういう交通面からも大変冬期間、通うので大変だというようなことで、もし今の体育館が人工芝を張って、ゲートボールができるような施設になればいいというようなことで、ぜひそれも前向きな考えで検討していただきたいんですが、その辺どうですか、町長。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 屋内の体育館の使用は地元の方に使っていただきたいと思っております。やはり健康増進のためだと思っております。それで、人工芝はかなりお金がかかると思っております。ぜひこの人工芝については、さらに検討させていただきたいと思っております。ご了承お願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）持続可能な農業の実現への質問を許します。

7番、水野秀一君。

〔7番 水野秀一君起立〕

○7番（水野秀一君） 持続可能な農業の実現についてお伺いいたします。

農業の従事者の高齢化、後継者不足、農機具が高い、米が安い、農薬や肥料資材が高いなど、農業を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。田畑の荒廃が毎年多くなっている状態です。農業は食料を生産するとともに、自然環境を保全するという大きな役割を持っております。こうした厳しい状況の中ではありますが、新規就農者が4名浅川町に従事されました。大変うれしい限りでございます。

次の2点についてお伺いします。

第1点目でございます。農業担い手育成支援事業について。

2点目、農業次世代人材投資事業についてお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目の農業担い手育成支援事業は、認定農業者、認定新規就農者の方が、営農に必要な農業用機械、施設を導入する際、その費用の一部を補助するもので、平成30年度は13名の方が利用しており、31年度も引き続き実施したいと考えております。

2点目の農業次世代人材投資事業につきましては、就農直後の経営確立を支援する資金を交付するもので、平成31年度は3名の方に支援しました。現在も新たな方の就農については相談を行っておりますので、ぜひご検討をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 今のところで、ある程度の助成の意味はわかりましたが、この認定農業者、国の方針も大きい農家を大事にするという、これはわかるんですが、浅川町はなかなかそういう国のようなあれには当てはまらない農家が多くあると思うんです。それで、やはり今やっている農業、ライスセンターなり、トラクターなどで請負はやっているとしても、個人的な農業をやっている人が多いわけです。そういうときに一番問題になるのが、今、ライスセンターにしろ、請負の方にしろ、今の施設は利用してはやっているんですが、機械の買いかえですか、これ農業の認定者には、今、補助が出るという規定があって出ているようですが、個人で、部落のためにある程度土地を借りてやっている人にも、この辺も何とか機械の購入をする場合、ある程度の助成をできないかということでございます。そうしていかないと、今やっている人の、機械の買いかえが一番問題だということでございます。もしそういう面も今後検討していただきたいなと思っております。

それから、新規農業者なんですが、これ大変うれしいことだと思います。確かにこの厳しい中でやるというのは、相当な魅力というか、農業に魅力を感じて、今後の町の当局の指導なり、なかなか援助がないと大変難しいものだと思います。普通の住宅地であつたら、300万円、400万円の収入は簡単に得られるわけです。山白石、あるいは町におきまして、米の場合は1町歩で100万ぐらいが精いっぱい。そういうふうを考えますと、なかなかこの持続するというのは、やはり始めた人に勇気を与えてやらないと、一番先の出だしが大事だと思うんですが、お伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 農業の方々と直接会話して、よりよい方向で進めたいと思っております。ぜひ、いろいろなご意見をいただきたいと思っております。

なお、担当課長よりも一言申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、機械等の導入の補助でございますが、おただしのように、29年度から集落の座談会を、いろいろ農家の方とご意見をいただいた中で、やはり機械のことが話題になりまして、30年度からこういう制度を始めたところでございます。まずは認定農業者の方からを対象にはしておりますけれども、その線引きもなかなか難しいところがありますので、まずは認定農業者の方から対象にしているところでございます。

それから、次世代人材投資事業、これは認定新規就農者の方に年間150万円を5年間、所得制限はありますけれども、交付するものがございます。引き続き今年度も現在新たな方が相談になっておりますので、この対象になれるよう、相談を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 大変厳しい農業ではありますが、行政といたしましても一生懸命やっていただきたいと思っております。それから部落座談会など農業に関してある場合は、町長の出席もぜひお願いして、最終的な、課長なり、その担当課ではなかなか返事できない部分もあるもので、それより生の意見を聞く必要があると思うんですが、その辺どう考えているか伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私、公約に町民と会話をすることを出しておりますので、要望があればいつでも伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） ここで1時まで昼食のため休憩といたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

質問順5、2番、渡辺幸雄君、（2）吉田富三記念館運営についての質問を許します。

2番、渡辺幸雄君。

〔2番 渡辺幸雄君起立〕

○2番（渡辺幸雄君） 吉田富三記念館の運営についてちょっと伺いたいと思います。

1点目なんですけれども、来館者が少ない中で日曜日に休館日を設定しているのはなぜか。町外の人に来館を呼びかけるためには、平日のみ休館にすべきではないか。

道路沿いの看板に休館日等を提示するなどの心配りが必要と思いますが、考えを伺いたい。

記念館のみで周囲の樹木の剪定、草刈りは定期的には実施できないのか。

管理運営費、委託料費の中に含まれてはいないのか。

来館者は周囲を見てどう思うかを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、吉田富三記念館の休館日は毎週月曜日、第2、第4日曜日が休館となっております。また、団体での予約がある場合には休館でも開館はしております。

なお、2人の職員で対応をしていることから、全ての日曜日の開館につきましては厳しいものと考えております。

2点目につきましては、広報あさかわ及びホームページに休館日のご案内を掲載しておりますので、道路沿いの看板等に休館日を掲示することは考えておりません。

3点目につきましては、記念館建物は町の施設でもあるので草刈り等は町でも協力し、行っております。

また吉田富三記念館の運営委託費でも花壇の修繕等は行っております。

周囲の環境整備につきましては、今後も継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、渡辺幸雄君。

○2番（渡辺幸雄君） 吉田富三記念館も平成5年にオープンしてもうことして25年経過しました。その中で年間1,100万円ずつの維持費用を入れているわけなんですけれども、その成果というのはどのくらいあると思いま

すか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 課長に答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 入館者の関係の推移でございますけれども、28年度から申し上げますと、平成28年度が2,182名、29年度が2,155名で30年度につきましては1月現在までしか集計しておりませんが、2,056名ということで、前年度よりは上回るのかなということで考えています。

また、成果等については、子供たちが学習したり、今、浅小ではがんの関係の学習が入っています。それらで活用もしているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、渡辺幸雄君。

○2番（渡辺幸雄君） 広報、新聞等でかなりいろんな部分でやっているんですけども、ただ浅川町だけでこれだけのことをやっても、ある程度団体客とかそういうやつが来ない限り、この入館している人っていうのふえないと思うんですね。ただ周りのほうで一応ホテル等がありますので、その辺のお客さんが一応、町のほうに来てもらえるような対策、これから本当、25年も過ぎている間同じようなことをやっていたんではこれだけの経費、もう2億7,000近く出ていますよね。1年に1,100万円ずつだと。こういう部分を考えながら、あり方自体考えるというのはちょっとなかなか難しいと思うんですけども、その辺、検討していただきたいと思っています。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今後ともいろいろPRして少しでも入館者がふえるように努力していきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順6、9番、上野信直君、（1）町の人口を極力減らさないために具体的に何をどう取り組むかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 全国的な少子高齢化の流れの中で、我が町を含め、多くの市町村が活気を失いつつあります。今、町民の方の一番の思いは、我が浅川町が人口減少に歯どめをかけ、子供たちの声が響き、活気ある町になることではないかと思えます。

さて、平成28年3月、町は浅川町人口ビジョンを策定しました。

浅川町の人口は今、6,430人ですけれども、人口ビジョンの将来予測では30年後、2060年度人口は3,394人になる、大体今の半分ぐらいになると想定されています。しかし、このビジョンでは、頑張れば4,700人にすることができて、1,300人の人口減少を抑制できるともしています。

人口ビジョンでは、人口減少を抑制するためにはどうすればよいかを目指すべき将来の方向として4つ示しております。

1つ目は、安定した仕事を確保すること。

2つ目は、新しい人の流れを生み出すこと。

3つ目は、誰もが安心して元気に暮らせる環境を実現すること。

4つ目が、地域が輝く魅力的な町をつくることでもあります。

我が町は常にこの4つを念頭に置き、町政運営をしなければなりません。

そこで町長は、今後、この4点について具体的に何をどう取り組むのか伺いたと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 答えいたします。

平成28年3月に策定した浅川町人口ビジョンにつきましては、同時期に策定した浅川町まち・ひと・しごと創生総合戦略と連動しており、主なもので申し上げますと、1点目の仕事確保につきましては、農業の維持と新たな展開として担い手の育成、確保と受委託農業の確立等を進めてまいりたいと考えております。

2点目の人の流れにつきましては、住宅の確保と定住・移住・地域交流の促進として若者向け住宅環境の整備・検討をし、若者向け定住移住促進住宅をニュータウンに建設をいたしました。

3点目の環境につきましては、結婚、出産、子育ての希望をかなえることでは幼保一体化施設の整備を行ったところでございます。

4点目の魅力的な町づくりにつきましては、環境と共生する住みよい町をつくるとしまして、環境保全対策の推進や公共下水道事業の推進を行っているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 確かにおっしゃったようなことはそれぞれこの4つの目指すべき方向、これに合致すると思います。

ただ私が感じているのは、今まで続けてきた事業をこの4つの方向に当てはめてみて、これに該当するなどということ言っているというレベルの話であって、本当に浅川町の人口を抑制するためにこの4つの目標をやるために何をやっていくのかというのを真剣に検討されていないのではないかと、こういうふうな気がいたします。

確かに今おっしゃったそれぞれのことは該当はするんですよ、その4つの部分に。でもそれで本当に浅川町の人口減少が抑制できるかといったらば、私はほとんど期待できないだろうと思います。今までよりも一皮むけた、二皮も三皮もむけたようなそういう施策を磨いていって取り組んでいかないと、これは人口は減る一方と、こういうことになりかねないと思うんですね。そういうまず気概を町長、持っていただきたいというふう思うんですけども、その点の意識について伺いたと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は、人の流れとして今度4番議員から一般質問が出てきます駅前から118号の道路を31年度を何とかめどをつけたいと思っております。なぜならば、あその道路を1本つくれば必ず道路の流れが変わってきます。そして、災害のときにもその道路を使うことができます。私は31年度これを今までできなかったことを目標にして実現したいなと思っております。

また環境づくりは、当然これは、子供、高齢者、障害者が町を歩けるように、歩道整備にも力を入れていき

たいと思います。そして、歩道、そのほかに横断歩道の白線、中央線を引いているところをつくっていききたいなと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） おっしゃることも大変大事なことだとは思いますが、ただ、30年たったら浅川町の人口が半分近くになってしまうよという警鐘が鳴らされているもとにそれを防ぐために取り組まなくちゃならないことって本当にいろいろさまざまあると思うんですね。それは町を挙げて、町民挙げてやらなくちゃならない、そういう課題だと思うんですよ。

残念ながら浅川町は、そういう点では近隣の町村と比べて立ちおけているというふうには私は思わざるを得ないんです。例えば浅川町よりも地理的条件がいいとは思えない鮫川村でも行政と住民が一緒になって取り組んでさまざまな成果を上げています。それでも人口減少をとめるというのは容易ではないという状況でありますけれども、そういうふうに関心している地域と比べると、浅川町はまだまだ力はあるんだけれども、例えば花火の里ロードレース大会では多くの町民の方がサポートしてくれています。そういう潜在的な力はあるんだけれども、行政がそれを拾い上げていないというのが今の状況だというふうに思います。

ですから町長は、町民の力をおかりしながら何としてもこの浅川町を変えていくんだというそういう決意を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。

具体的に挙げれば幾らでもあると思うんですね。例えば浅川町にある新しい人の流れを生み出すという点では本町の持つ独自の魅力を磨き上げて発信をすると、これだって磨き上げて発信すれば注目されるような素材というのは浅川町には幾らでもあると思うんですよ。こういうこともあるんだけれども、今まで本格的に取り組んでこられなかった。それは役場職員だけでやろうと思ったら大変だということが一つあったと思うんですけれども、これを町民の皆さんのお力をかりながら一緒にやるんだと、こういう方向でぜひ頑張っていただきたいというふうに思うんですけれども、その点の決意を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ありがとうございます。

当然、町民の力をかりなければ私一人ではできません。これはいつも言っていることであります。当然正副議長を初め、議員初め、そしてまた町民の力をかりて町の文化も継承しなければなりません。さまざまな洗い出しをして再度職員の課長たちとも検討してまいります。いろいろとご指導のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）ふえ続ける老朽建物の取り壊しに町でも補助制度を設けるべきではないかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 空き家問題への対応について2点伺いたいと思います。

1点目ですが、我が町でも国の方針と補助のもとに、空き家の調査を行い、その利活用に取り組んできましたが、その成果を伺いたいと思います。

2点目です。

我が町で深刻に求められている空き家対策は、空き家の利活用というよりも、ふえ続ける危険な老朽家屋の取り壊しではないかと思います。家の取り壊しは、普通の家でも数百万円かかると言われており、容易ではありません。

そこで、町でも危険な老朽建物の取り壊しに補助制度を設け、国の上乗せ補助制度の活用を図るべきではないでしょうか。

ちなみに南会津町は、危険空き家等除去事業補助金制度を設け、住民税非課税世帯は経費の3分の2以内で上限80万円、住民税課税世帯は経費の2分の1以内で上限50万円の補助を出しています。我が町にもこういう制度が必要ではないでしょうか。町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、国の補助事業を活用し、定住促進につなげる等利活用を図る目的で空き家調査を行いました。空き家バンク登録希望者は7人おりましたが、現在までの登録者は2人でございます。うち、1人については売り買いの合意により売却をしたところでございます。

2点目につきましては、今回、浅川町空き家対策等の推進に関する条例及び浅川町空き家対策審議会条例の2つの条例を提案しておりますが、今後、特定空き家等危険家屋の調査や対策計画の策定とあわせて補助金等についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目ですけれども、空き家を調査して大変なお金かけたわけですから、国の補助制度もあったのでやっとな。補助制度もあったというか、国のそういうやれという方向だったのでやっとな。空き家バンクの登録、これを希望をとったら7人いたけれども、実際に登録したのは2人だった。それで2人のうちの1件が売れたということだったと思います。

この間、多額のお金がかかっているんですね。確かに国の補助はありましたけれども、多額のお金がかかっている。それで結局売ったのは1件だけだったということです。

このことは、我が町でも空き家が大変問題になっているんだけれども、その利活用を図ってもらいたいというより、空き家になってぼろぼろになっている家、誰かが入り込んで火事になりかねない、あるいは倒れてきて危険が生じかねない、こういう状況を何とかしてもらいたいというのが多くの町民の方の願いではないかというふうに思います。そういう点では、私、今回、条例案が提案されたので、興味を持って見ているんですけれども、これ別に補助制度をつくるというわけではないですよ。というわけではなかったもので、ぜひこの南会津のように、空き家を取り壊す際への補助制度、これをつくっていただきたい。

実際町内には付近の方々が心配しているような空き家って結構あると思うんです。ですから、そういうものの危険を除去するそういう取り壊しを進める意味でも、ぜひつくっていただきたいというふうに思うんですけれども、再度お聞きをします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今本当に、本町も空き家で大変困っております。特に町民から危険な箇所があるから何とかしていただきたいという声も聞こえております。それで、本町で何とかその補助金等をぜひ具体的に検討させていただきたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（4）子供の医療費窓口支払い不要制度を県内全医療機関で行うよう県に求めよの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 平成24年10月から福島県内の全市町村で18歳未満の子供の医療費が無料化されています。ところが郡山市内のある医療機関で子供を見てもらった町内の人が窓口で自己負担分である3割の支払いを求められたと聞きました。私は社保であれ国保であれ、浅川町の子供が通常かかる区域の医療機関については町が各地の医師会とか医療機関にお願いを重ねてくれた結果、窓口で自己負担分の支払いをしなくて済むいわゆる現物給付方式がとられているものとばかり思っておりました。

しかし今回の例は、一旦窓口で自己負担分を支払って、後で町に請求して払った分を返してもらうという償還払い方式をとっている医療機関がまだ残っていたことを示しています。窓口で払わないで済む現物給付方式が町民にとって便利なのは言うまでもありません。

今年度から国保の運営主体は県に移りました。県であれば県内全ての医療機関で18歳未満の子供の医療費を窓口支払いが不要な現物給付に統一することは容易であります。ですから町は県に対し、そのように取り組むよう求めるべきではないでしょうか。町長の考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

医療費の窓口支払い不要の方式、いわゆる現物給付方式については、9月議会においても重度心身障害者医療費助成の分野でご質問がありましたが、国民健康保険団体連合会や医療機関との契約など種々の問題点があり、今後の検討事項とさせていただく旨の答弁をいたしました。

今回のご質問につきましても、同様の課題があると思われまますので、詳細については担当課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） お答えします。

この現物給付につきましては、9月議会で重度心身障害者の助成ということでご質問があったというふうに思います。その際には、重度心身障害者の場合は全て償還払いになっているので、今後現物支払いになるように努力してほしいという旨でした。

今回の概要等を説明しますと、まず国民健康保険の被保険者の場合は、子供医療費助成により県内の医療機関での医療費は全て現物給付となっております。ですから、国保の場合には現物給付になっているということです。今回のケースでは郡山で診療を受けた方が国保以外の社会保険の被保険者であったと思われまます。

国保被保険者については福島県内の全ての医療機関で現物給付となっておりますが、他の社会保険加入者においては医療機関の一部地域、石川郡、それから東白河郡、西白河郡、岩瀬郡、白河市、須賀川市と現物給付となる医療機関が定められておまして、国保被保険者等他の社会保険の被保険者では医療負担のあり方に違いが生じております。

今年度から福島県の国保事業の保険者が県となりました。既に実施されている国保の被保険者とそれ以外の社会保険の被保険者の現物給付の一元化をできるかどうか今のところわかりませんが、子供医療費を取り扱う国保連合会、いわゆる県の傘下にあるような連合会ですので、そういった形でそこへの行政的な指導や県内を統一した医療費のシステム等そういったものの構築を行うよう、町としても働きかけていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 国保は全て県内の医療機関現物給付なので、社保ではないかということで、私はちょっとその点を当事者の方から聞き漏らしたのかなというふうに思います。であれば、社保だったのだろうというふうに思います。

社保の場合には、先ほど言われた区域で郡山も入っていないという状況ですか、そういう状況があります。医療費の無料化って結局は最終的には県が相当負担すると、そういうことで18歳以下の医療費の無料化ってできているわけでありますから、やはり先ほど課長がおっしゃったように、県にどの医療機関にかかっても、県内のどの医療機関にかかっても社保であれ国保であれ、窓口で払わなくてもいい、そういう仕組みにしてくださいということは、これは言うてもらうべきだろうし、これ、浅川町の町長だけ言ったらばちょっとあれなので、石川郡内の他町村の町長さんとも相談をして、ぜひ共同歩調で県に求めていただきたいというふうに思うんですけれども、考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私も9番議員と全く同感であります。今も変わりありません。町としてもぜひ医療機関に働きかけていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町としてはぜひ、5町村そろって県のほうに働きかけていただきたいというふうにお願いをして終わります。

○議長（円谷忠吉君） 町長答弁は。

○9番（上野信直君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（6）民地内に埋設された水道管の水道メーター手前の漏水は町で対応すべきではの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 水道管については、公道や公共用地に埋設された部分はその水道管は町のものであると。でも、個人の土地に埋設された部分、これについては個人のものであって、もし個人の土地内で水道管が漏水

している場合には所有者の個人が修理すべきであるというのがこれまでの町の見解だったというふうに理解をしております。間違っていたら訂正をお願いしたいと思います。

そうだとすれば、個人の土地内で水道メーターまで行かない区間での漏水、これは現実にあります。この場合、そのお宅の水道料金が上がるわけでもないのに、害がない限りは漏水は放置をされ、貴重な水道水が大量に無駄になっている、そういうケースがあると思われまます。

そこで、2点伺いたいと思います。

1点目ですが、このような民地内メーター手前での漏水については、町はどのように対応することになっているのか伺いたいと思います。

2点目です。

昨年の9月議会で町の水道水の18.6%が不明水、これになっているという説明がありました。せっかく浄水してつくった水道水の2割近くがどこかに行ってしまうということでした。私はこの不明水の少ない部分が民地内のメーター手前での漏水ではないかと思ひます。貴重な水を無駄にしないためにも民地内メーター手前での漏水は町で修理するほかはないのではないかと思ひますが、考えを伺いたいと思ひます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、給水管につきましては道路等に埋設されている配水管の取り出し部分から宅内の給水管の末端までは個人の所有となっておりますので、所有者が修理するのが原則ですが、道路など民地の外側における漏水については配水管か給水管、不明なところもあるため、町が給水管の修理と道路等の復旧を行っているのが現状です。

民地内につきましては、所有者の方から直接業者に連絡して修理を行っていただいております。

2点目につきましては、今後とも民地内における給水管の漏水修理については、所有者の責任において行っていただくようご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私、基礎知識が乏しいものですから、給水管と配水管という2つの管が出てきまして、よく話がわからなくなってしまうんですけども、もう少し具体的にご説明いただきたいと思ひます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 配水管と給水管の違いでございますが、配水管につきましては、いわゆる配水管と言われる道路の下に埋設をされている口径の太い、今でいえば75ミリから200ミリまでの管が配水管ということで、それは町の管理となっております。

それ以外のそこからの分水サドルと申して、取り出しをする、給水工事をするために取り出しをしますが、その分水サドルの工事から宅内の工事全部につきましては個人が費用負担をして行っているということで、町の認識といたしましては、その分につきましてはあくまでも個人管理であるかなというふうに思っています。

町長答弁のとおり、あくまでも個人管理ではあるんですけれども、道路上の漏水につきましては、どちらかがわからないという場合も結構想定されているので、民地側以外の道路部分については今のところ町で修理を、個人の所有なんですけれども、行っているというのが現状となっています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 道路の下のやつは基本的に配水管で、それから取り出した個人のうちに行くやつは給水管で、そして道路の部分の漏水があった場合それが配水管なのか給水管なのかかわからないのでそれについては町がやっていると。でも、個人の民地内に入っている給水管の部分についてはその個人の所有者で個人で漏水の工事をやってもらう、こういうのが町の考えだということに理解してよろしいですか。間違っていたら言ってくださいね。

いずれにしても、個人の土地内のメーター手前の部分、個人の土地内にぐーっと給水管が入って行って、メーターがありますよね。そこから先で漏水していればこれはメーターがどんどん上がってしまうから、そのうちの人は慌てて工事するんですよ、漏水工事を。でも手前で漏水していて、それでそれがもう水の道ができちゃってその家に何の害もないと。でもどんどん水が流れて音がする。こういう場合はこのうちの人はわざわざお金をかけて修理する必要がないわけですよ、自分のものだと言われたって。自分に何の害も生じないんだし。ですから、そういうふうに放置されているところが私は結構あるんじゃないかというふうに思うんです。私も現に1件知っているんですけれども。結構かなりの音で流れていますからね、相当流れていると思います。そういうものをどうするのかと。これは、その家の人に漏水しているから修理しなさいと町が言うんですか。そういうことを求める法的な根拠って何かあるんですか。

そういうものがないとすれば、これはやはり町でやらざるを得ないのではないかと。町でやったほうが長期的に見れば得なんじゃないかというふうに思うんですけれども、その点は、今ここで即答しろと言っても無理だと思うんですけれども、ぜひ検討してそういう方向で対応すべきではないかというふうに思います。

町長の考えと、あと専門家である担当課長の考えを伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） いずれにしても、18.6%の不明水があるということ、これ、貴重な水ですので、究明していろいろと検討させていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） メーター手前の漏水の修理の関係でございますが、宅内の設置場所の状況というのは正直申し上げますとさまざまな形状になっていると思います。土のところもあればコンクリートの補装がかかっているところ、カラータイルのところ、たたきになっているところ、さまざまな場所がございます。それを全て町で実施するのかどうかというのはちょっと検討が必要かなというふうに思います。

基本的には一番最初に申し上げましたとおり、あくまでも個人の所有物ですので、今のところはその所有者の皆さんにお願いをして何とか修理してくださいということをお願いしているのが現状となっています。

布設がえの工事とか下水道に関連して工事を実施しておりますが、なるべく古い管を取り除いて新しい管に接続をするような形で、場所は40年代から町内なんかは給水管が接続されていますので、そういう箇所の漏

水というのは結構あるかなというふうに思いますが、そういう箇所につきましても新たに布設がえをしたところは新規の給水管を宅内まで持って行ってそこに接続する、そしてそこに止水栓をつけて修理がすぐできるような形で対応していると、そういうふうな現状となっております。

いずれにしても現在のところはどこかでやっぱり区切りをつけなきゃならないということで、宅内の部分についてはあくまで所有者所有物は本人の所有物だということで、何とか修理をお願いしているというのが現状となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（7）運転免許返納者へのタクシー券はタクシーにも使える商品券にしてはどうかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 今年度から大ざっぱに言うと、運転免許返納者に2年間使えるタクシー券、正式には浅川町運転免許返納者タクシー料金助成券、5万円分が交付されることになりました。しかし、交付を受けた方の中には家族の中に車を運転する人がおり乗せてもらえるため、タクシー券はほとんど使わないという人がいます。また、交付を受けた人自身がタクシーに乗らないと使えないことになっているため、ぐあいの悪い本人にかわってタクシー券を使って買い物に行ってやることができず使い勝手が悪いという声もあります。そのため、タクシーにも使える商品券のほうがよいという声が出ています。

以前の議会でもこの問題を取り上げましたが、当時の町長答弁はよく検討してみましようと、大変前向きととれる答弁でありました。運転が危険な高齢者の免許返納促進という観点からは誰にでも喜ばれるタクシーにも使える商品券がよいのではないのでしょうか。町長はどう考えるか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

運転免許証返納タクシー料金助成事業につきましては、高齢者の運転による交通事故防止と高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを目的に平成30年度より実施でございます。

平成31年1月末現在の返納者は21名でございます。

免許証返納により交通手段がなくなるということでタクシー利用助成を行いました。今後も継続してまいりたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 21名の方が返納されたという方の中の声を先ほど申し上げました。ほとんど使わないでいるという方、あるいは使い勝手が悪いという方。これはタクシーだけに利用を限定しているからそういうふうになっているわけですね。

私はそもそもこの制度の趣旨、実施要綱にもありますけれども、2つあるんですね。免許返納の促進とあと免許返納した後の足、買い物の足の確保と、この2つの意味合いを持っているということから恐らくタクシー券ということになったんだろうと思うんですけれども、私は先ほど議論になった巡回バスの話、あれは買い物難民の足の確保です。まさに運転免許証を返納した方はこれの対象になっている。そういう意味では、ダブる

部分があるんですね、この免許返納のタクシー券助成事業、これは。ですから私は、もっとすっきりと、交通事故防止のために、免許返納を促進すると、このことに重点を私は置くべきだろうと思うんです。そうすれば、免許返納した方にありがとうございますという感謝の気持ちを込めて、この場合だったら別にタクシー券でなくても何でもいいわけですよ。みんなに、地元の活性化にもつながるものといえばみんなに喜ばれるということであればタクシーにも使える商品券と、こういうことになってくるのかなというふうに思います。

実は、これ一番最初にこのタクシーにも使える商品券がいいだろうと言ったのは、以前私が質問したときの当時の町長なんですね。私のほうから言ったんじゃないんです。町長のほうから、じゃ、タクシーにも使える商品券にすればいいじゃないかというようなことを言ったんですよ。私もそのとおりだなというふうに思ったんですけれども、それでそういう方向で検討してみようという答弁だったんですけれども、それで終わってしまいました。

ですから私は、この制度の目的をきちんと絞って、免許返納を促進する、これに絞ってタクシーにも使える商品券と、こういう形に持っていくのがみんなに喜ばれる、そういうものになるんじゃないかというふうに思います。

今せつかく配っても喜ばない人がいるんですよ。そういうものを町はお金をかけて配っているわけですから、それはぜひ改めるように、まず少なくとも検討だけはしてほしいと思うんですけれども。町長の考えを伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 総務課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 先ほど町長のほうから答弁あったように、返納者は21人ということで4月から1月が最後の方でしたが、現在まで21人の返納がありました。

タクシー券のほうの利用率でございますけれども、現在までの利用率、2月まででしたけれども、2月上旬です、40.1%の使用率ということになってございます。

また、先ほど上野議員からあったように、商品券でございますけれども、商品券さまざまなものがあると思います。例えば全国で使えるもの、または町のほうで商工会のほうで発行しているもの。あれにつきましては、商工会の場合は半年程度の使用期限があると思います。それ以内に使わないと失効すると思います。その辺も検討したんですけれども、ちょっと期間的には難しいのかなというふうことで考えたところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 21名が返納して、この返納した人というのはタクシー助成券を請求した人という意味なんですか。それとも純粹に免許だけ返納したという人なんですか。もし違っているんだったらば、タクシー助成券を請求した人の人数もあわせてお答えをいただきたいというふうに思います。

利用率は40%だということで、2年間使えるわけですから、これからもまだ使う人はどんどん出てくるのかもしれない。この点は何とも言えませんけれども、ただ、もらった人には使わないでいるという人もいるというのは事実であります。

商品券、これはやはり全国で使える商品券なんてわざわざ出す必要はないんで、浅川町の商工会がいいもの出しているわけですから、それで十分だというふうに思います。だってタクシーの利用券だって有効期間が2年間でしょ。2年間で使いなさいということなんだから、たとえ町の振興券が半年間しか使えないとしても、2回機会はあるわけですから、十分に消費はできるというふうに思います。そういう方向でぜひ検討していただきたいというふうに思うんですけども、再度、伺います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 先ほどの21人ということで申し上げましたのは、私のほうに申請があった件数でございます。返納の場合、警察署等に行って返納するわけございまして、そちらの数は警察署のほうからは連絡は来てございません。

あと、先ほどの商品券につきましては、常時商工会のほうで発行していないということで、その都度お願いする形になると思いますので、事務的にも難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順7、10番、角田勝君、（1）学校給食費無料化実現をの質問を許します。10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 学校給食費の無料化の実現をという表題であります。

この学校給食費の無料化については、浅川町も2分の1を今実施しているところでありまして、年々県内でもあるいは近くの町村でも無料化にして子育て支援を強めているというのが実態であります。

浅川町は、2分の1で641人分で1,750万円補助をしているという状況であります。ですから、これと同じ金額を予算化すれば無料化できるという、そういう数字にもなっているわけであります。

古殿町もそして埜町もやるというふうな状況が生まれてきておりまして、そのほかの町村も白河市も3人目以降は無料にするとか、さまざまな状況が今、前進して生まれてきております。

浅川町でこの近隣の町村よりおくれることなく先んじてこの実現をぜひ実施してほしいなということでお伺いしているわけでありまして。ぜひその点、実施の具体的な検討をしていただきたいと、こう思うんでありますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

町においては、平成28年より半額助成を実施しておりますが、全額無料化までの検討は今後国及び県がどのような動きをするかが課題と思われまして。よく見きわめながら方向性を検討していきたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今までの答弁と同じであります。私が言いたいのは、江田町政の6つの誓い、決意というんですか、その第一番はやはり子育て支援なんですね。本年も具体的に新入学児童に3万円のランドセルにかわるべき祝金を支給するということが予算化されました。今、浅川町の子供たち、保護者の中でも負担が大きいのはやっぱり学校給食費の負担なんですね。一面、食べ物までどうのこうのという論もあります。しかし、やはり子育て支援を強めて本当に子育てするならこの浅川町でと、こう言われるような町づくりを進め

ることが私はずいこの給食費の無料化の根源でもあろうかなと思うんです。そして若者がやはり先ほどから論じられておりますけれども、そういうところの町であればぜひ安い公営住宅もあるということで移転する、移住する、こういう姿を私はずい実現してほしいなということでもあります。ですから、国・県の動きを見てということで消費税の10月実施というふうなことでいろいろ論議になっております。給食費の無料化までは論議としてはなっていないようでもありますけれども、子育ての支援は強まるというのは今の国の方針でもありますけれども、そうではなくて、私はそういうものよりも先んじてこの浅川町が1,750万円程度の、程度という言い方はあれですけども、1,750万円あれば保護者の負担も減って、子育てもできやすくなるという、そういうことを考えれば実施していくのが当然でないのかなと、こういうふうに思うのでありますが、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 福島県内では今半額補助というのは今、余りやっていないです。3分の1とか4分の1はしているところがあります。特に石川管内は今度、31年度から古殿町が実施いたします。あとは3町村は半分。それで平田村に関しては3分の1だと思います。

それで、私も子育て支援には力を入れてまいりたいと思っております。ただ、この給食費だけが子育て支援ではありません。今後、この給食に関してはさらに検討して、前向きにやっていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長の答弁に給食だけがという言葉がありました。それはその通りだと思います。しかし、先ほどから繰り返すようですけども、月5,000円を超えるこういう状況がやはり出てきておるわけでありまして、1人につき。そういう状況を見ると、しからば前進するそういう方向で今さらに検討したいということでもありますけれども、ことしの予算の中にはそれはないわけでありまして、来年度に向けて私は十分な検討をしていただきたい。同時にこれはことしの予算の結果にもよるんですけども、毎年億を超える黒字を出しているんですね。そういうものも踏まえて、財政ともに見ながら、ぜひ来年度には実現するような方向で十分な検討をお願いしたい。そして、どうしてもこれ、全額ということではいろいろ語弊があるということであれば、もう2番目の子供からは無料にするとか、そういう段階的な前進でもいいですから、ぜひ前進するように十分な検討をお願いしたい。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 32年度から前進していけるようにいたしますので、ぜひご協力のほどよろしくお願いたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）小学校統合後の山白石、里白石小学校跡の利用促進にどう対処するのですかの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 前回の議会でも私、同じ質問をしました。この統合の問題ではいろいろ地元の議員さ

んも利用について建設的な提案なんかもありまして、町の、地元の利用をすぐ実現するようなそういう方向で
すぐ利用できる、そういうものであります。

ただ私が特に質問したいのは、この2つの施設、プールも体育館もグラウンドも備えているわけですね。こ
ういうところの利用を本当にそれこそ鉄がさびないうちに、あるいは水道が変質しないうちにさまざまな形で
スピーディーに取り組むということが必要ではないのか。ですから、1番議員の質問にもありましたけれども、
検討委員会なり、地元との検討、こういうものの日程をきちっと決めて、具体的にそれこそスピーディーに取
り組む必要があると思うんでありますが、そういう具体的日程を含めた効果はどういうふうに考えておるのか、
進めようとしているのか、お伺いします。

2つ目には、計画や提案専門家などの連携を求めるべきではないのかと。これは再三私、この質問で言っ
ているんですけども、もっとやっぱり広く情報を発信して、こういう建物でこういう条件でこういうところ
にあってというようなことをきちっと出して、全国的なそういうところにも情報を開示していく。例えば、私ち
よっと新聞を見て思ったんですけども、全国的にいろいろ展開している社会福祉法人の、主にこれは高齢者
向けの施設なんかでもいっぱいあるんですね。例えば、聖・オリーブの郷なんか展開している創世という社会
福祉法人グループがありますけれども、こういう組織にもきちんとわかるように公にしていって、ぜひこう
いう形のこういうところであるんですけども、利用できないか検討を願うとか、というようなことをやるべ
きであろうというふうに思うんです。と同時に、先ほどもありましたけれども石川の山形が今までと違って中谷
と連携しながら学校の利用を進めていくんだと、こういうふうなことがありました。そういう面も私は大学と
か近隣の町村や福島県内の大学、高校、こういうところなんかも含めていろいろPRをする必要があるだろ
うと思うんです。特に福島大学はことしから食農学部、そういう形で食料、農業、こういう面を重視する科目
がふえました。こういうところともいろいろ連携をする必要があるというふうに思うのであります。

3つ目には最初に言ったように地元との協議、こういうのも具体的に早く進めてほしいと。

4つ目にも、今言ったようなことでありまして、広く公募や宣伝をして、いろいろな利用を進めていくとい
うことであります。

5番目には、この利用に当たって、国や県、教育委員会さまざまところとの協議、指導、許可とかそう
いうことも必要条件としてはあるのですか。その辺もお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目、2点目につきましては、現在、閉校に向けた取り組みを進めていることから、
閉校後に進めてまいりたいと考えております。

3点目につきましては、方向性が示せる段階になれば、協議をしてまいりたいと考えております。

4点目につきましては、廃校プロジェクト等の活用も含め検討したいと考えております。

5点目につきましては、補助事業による体育館等の改修事業を実施しておりますので、改めて協議をして
まいりたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町のほうでやる閉校式は26日ですか。ですから3月いっぱい、ですから具体的には4月にならなければ取り組みをするというふうな状況ではないということが裏返せば言えると思うです。ただ私は、その4月の具体的な促進委員会なり協議会なりそういうものの設置とあわせながら、やっぱりいろんな情報を開示していくと。開示するためにはいろいろまとめなくちゃならないですね、どういう施設があって、どういう広さがあって、どういう状況だというふうなことも含めて。そういう準備段階でのさまざまな作業は、私はすぐにでもやれるのではないのかなと。とりあえず教育委員会等が主管となってこういう取り組みをやっぱり進めていくということが私は必要になってくるのではないのかなというふうにも思うのですが、いかがでしょうか。

そして私は、具体的なことで非常に感動したんですけれども、閉校式の話が1番議員からもありましたけれども、山白石も里白石の子供たちも非常に地元を愛するというんですかね、地域を愛するというんですか、そういうことが本当にひしひしと伝わる発表がありました。具体的にはもう町長のところにも里白石小学校の利用について子供なりの提言をしますということまでやっているんですね。できれば、宿泊施設なんかをぜひつくってほしいなど。あるいは地元の人たちがいつでも寄り合えて楽しめる、くつろげる、そういう施設にもしてほしいなど。あるいは、800株もあるツツジ、自然、こういうものをきちんと残してほしい、こういうものまで含めて私は子供たちのほうは具体的に、もう、いろいろ夢を描く、そういうものが出ているんだなど。我々ももっともっとスピーディーに、それこそやっていかないと立ちおくれしてしまうなというふうにも思いました。ぜひともそういうものに応えてやっていただきたい。

その中で、地元の子供が、宿泊施設をぜひ里白石の子供ですけれども、つくってほしいとそういう話があって、町長もいや、私もぜひそれは実現させていきたいと、こういうふうな答弁をしたということが新聞に載っておりましたので、町長はその辺も具体的にどう考えているのかなと。あるいは山白石は、今言ったような形では地域の人たちは自由に出入りできるような部屋もやっぱりつくってもらって、そしてお年寄りがくつろげるような、あるいは地域の人たちが何かあってもちょっとこう、寄れるような、そういうものにもしてほしいという要望なんか私にも寄せられました。そういうものに応えてやっていかななくてはならないと思うんですけれども、町長、そういう里白石の宿泊施設、山白石の地元の人たちの寄り合いのできる場所、そしてそういうところを、これでは、もう、具体的に進めていかなければならないのではないかと思うんですが、いかがでありましょか、お伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 跡地利用につきましては、まずは地元の意向を聞いて、検討委員会あるいは全員協議会を正副議長と相談しながら前に進めたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、いいですか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 最後に、やっぱり何事も時間との戦いもあると思うんですね。町長の任期4年でありますからもう半年もう過ぎるわけですから、やはりスピーディーに、それこそきちっと日程を決めて対処して行ってほしいというふうに最後にお願いを申し上げまして終わります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

○10番（角田 勝君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（3）農機具購入への支援事業をやる気のある兼業農家など対象者を広げてくださいの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） この問題は、水野議員の質問の中で、いわゆる担い手育成支援事業というふうなことで取り上げられまして、私の言わんとするところも入っておりますので、それとはまた別な面で、その点はその点として、町もやっていくということでありますから、お伺いしたいと思います。

この事業をぜひ認定農業者だけではなくて、予算もふやして、兼業農家も含めたやる気のある農家へのぜひ枠を広げていただきたい。

担い手は、この浅川町でも本当に限られた人たちだけなんです。ですから、昨年13人の方がこれを利用したということになりますと、2年もやれば担い手には1回はこの補助事業が受けられるというようなものに、2回ではあれでしょうけれども、そういう数字にもなると思うんです。

そこで、私は、この兼業農家、家族農業、こういうものをきちんと守ることが今、世界にも求められているということを一言申し上げておきたいと思います。世界農業の80%は家族農業であるということがはっきりしております。国連は、この家族農業をここ10年きちんと守りながら発展させていくというのを農業の発展の食料の確保という点でも是としております。これをきちんとやっていくんだということが国連の方針でもあるんですね。そういうものを広く考えますと、この浅川町でもいわゆる担い手だけが農業の担い手ではないんですね、これは。これは皆さんわかるとおり、この日本は限られた規模の中で食料を生産して、昔から頑張っておるわけでありまして、この浅川町では500世帯近い農家があるわけでありまして、この中にはもう、後継ぎがないので担い手にお願いするという農家とか、いろいろいると思います。しかしその中でも私はやる気のある農家、兼業農家、そういう方でも、あるいは今は小規模だけれども、ほかから委託を受けてどんどん大きくしていきたい、あるいは野菜事業をやっていきたいと、こういうやる気のある農家には、この事業をぜひ適用をしていただきたいと、こういうふう思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

農機具等購入の支援をする農業担い手育成支援事業の対象者は認定農業者、認定新規就農者となっております。認定農業者は年々経営規模、兼業を問わずみずから経営改善に取り組むやる気のある方であれば認定を受けることができますので、今のところ対象者を広げることは考えておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） これ、浅川町では担い手農家というのは担い手の人というのは何人いらっしゃるんですか。浅川町は500近い農家があるわけでありましてけれども、そのことが一つと、先ほども言いましたけれど

も、そういう方々に何回も何回も50万の補助をするというわけにはいかないと思うんですね。ですから当然、新規農業者はもちろんですけれども、やる気のあるそういう、担い手に認定されないような方もいると私は思うんですね。認定の農家の場合には、担い手とは違いますけれども、ほぼ同じ考え方で、この経営計画で500万、収入500万以上なければだめだとか、さまざまな制約もあるやに私は思っているんです。ですから、そういう人たちだけではなくて、やっぱり広げて、本当に、先ほど言いましたように、やる気のある兼業農家でもこの浅川町の中で農業をこれから続けていくんだというような、特に、方々に、枠を広げてほしいなというふうに思うんです。この事業、私は前々から主張して、私は前は共同で購入した場合にはぜひというふうなことを言っていましたけれども、こういう事業ができたわけでありますから、ぜひ枠を広げてほしいなというふうに思うのであります。

今、担い手は何人いるのですか。そして、やはり、枠を考えれば、このままでは広げる必要があるだろうし、必然的にそういうものになっていく事業ではないのかなと、こう思うのでありますが、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は、常に担当者、職員には農家の方々には対話するように、何かあれば必ず行くように指示をしております。私は常に農家の方々思いでやっております。

ただ、何人いるのかについては担当課長より述べさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、認定農業者ですけれども、正確な数字、あれでしたけれども、昨年時点では37人、その後、若干移動があるようです。それから新規の認定就農者が30年度で3人になりましたので、合計40名程度の方が今のところ対象になっております。

それで、認定農業者になる認定の要件ですけれども、前は労働時間や所得水準というのが一応目安となっておりましたけれども、最近は所得の目標というのが認定の基準となっておりますので、兼業農家の方でもなれないことはありません。ただ、現在のところはまだ、今のところですが、まずは認定農業者の方から補助の対象としているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 課長の答弁、まあもっともだなというふうに思います。ただ、認定農業者のそういう方を含めて45人程度の方々が一応、この事業の中に該当するということが、もう近い将来出てくるんですね。出てこなくて私はやる気のあるそういう人にもぜひ枠を広げていただきたい。それは、だからと申請すれば誰でもなれるんだという、そういうものではないと思います。本当に今後やっぱり農業を兼業でもある程度頑張っていくんだと、こういうやる気のある方々の、しかも一定の目標を持つ、そういう農業者にこの農機具購入の支援事業を、これをぜひ枠広げてほしいなと、今後、十分な検討もお願いしたいと、こう思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私も農家生まれで農家の苦しさはよく知っております。やはり、米は普通農家の方々、米をつくっているのは物すごく大変だと思っております。ぜひ町でできることは進んで行きたいと思っております。

ますので、ご理解願います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（４）町が行う集団健診事業に胃腸がん予防のためにピロリ菌の血液検査を含めるべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） このピロリ菌の除去をして胃がんをやっぱりなくす、なくすという目標、それを持ちながらこの浅川町は人工的ながんをつくって画期的な薬の発明にも寄与した吉田富三記念館のある町でありますから、ぜひ、胃がんを撲滅する、がんを撲滅するということで、特にがんの中でも今、一番多いのはやっぱり胃がんなんですね。これは、民報に載った記事でありますけれども、2016年のがんの中でやっぱり男性では第1位ががんなんですね。女性の第3位、こういうふうなことで、胃がんというのは依然として多いと。特にこの東北は漬物とかから塩分の摂取量が多いということも原因だというふうに学者は言っておりますけれども、多い状況となっているようであります。

そこで私は、ぜひピロリ菌の除去、こういうものが胃がんの予防に欠くことのできないことだというふうに学者も言っております。

この胃がんの原因は一体、直接な原因は何なのかというふうに主婦が対談したときに、専門家はピロリ菌という胃の粘膜に生息する細菌が原因と考えられていますと。胃は酸度が高いため細菌が存在しないと言われていましたが、1988年にオーストラリアの医師が発見し、世界中で研究が続けられてきましたと。このように胃がんの主たる原因はピロリ菌だというふうに、もうなっているわけであります。ぜひそういうときに一つはこの血液検査、集団健診の中でもう一つこのピロリ菌はあるのかどうかという、そういう血液によってわかるんだそうであります。この検査を含めていただきたいなど。そして、また、それを除去するためには入院して、あるいは入院でなければ長期の薬の服用というふうなこともあるんだそうであります。そういうところに医療費の補助を考えてはどうかということであります。

2つ目には、この前段でも言いましたけれども、この浅川町ががん撲滅の運動をもういろいろ保健指導をやっているんであります。町の健康づくりの大黒柱としてぜひこの目標として、スローガンとして運動をしていくことが私は検討する課題があるんだろうというふうに思いますので、お伺いしたい。

3番目には、町における健康づくりの点でがんにかかった人たち、あるいは健診でかかって手術をしたり治した、そういう数字とかがわかればぜひその実態も明らかにしていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

近年、胃がんとピロリ菌の関係が取り上げられ、ピロリ菌の除菌が胃がんのリスクを軽減させるという報道や情報が多々あります。疾病予防の医学的専門分野でのご質問であるため誤解のないよう説明申し上げたいと考えていますので、詳細については担当課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） ご説明ちょっと申し上げたいと思います。

私も専門家ではないんですけども、ピロリ菌と胃がんの関係ですが、胃がん患者のほとんどからピロリ菌が検出されているのは事実であります。ピロリ菌が胃がんの発生の原因であるとの判断は明確にはされていないというのが医学的研究の結論であるようです。

国民の健康診断やがん検診などは、厚生労働省が定めるガイドラインに従って実施されるものであり、一部自治体ではピロリ菌検査を診断項目に入れているところもあるようですけれども、県中保健福祉事務所へも確認しましたが、基本的には厚生労働省が定めるガイドラインに従って各種健診を行うようにとのことでした。

今後の新しい研究結果によってピロリ菌検査、その除菌が有効なものであるとされて、ガイドラインが変更される場合には、速やかに健診項目に追加したいというふうに考えております。

それから、2点目のがん撲滅の運動と指導を町の健康づくりの基本とすることということですが、がんにつきましては、医療費の分析においても国全体で見ても、最も高い割合を示すのががんに係る医療費であり、疾病による死亡率についても同様であると思います。がんの原因は生活予防習慣、それから細菌、ウイルス感染、遺伝素因のさまざまな要因があり、これらの要因が幾つか重なったときにがん発生の可能性が高まるというふうに言われています。このために、本町においても生活習慣の改善を主な指導項目に掲げて、健康教室、それから健康相談の実施、特定健診、それから特定保健指導と連携した事業を進めております。

3点目の、浅川町のがんの実態ということですが、ちょっと統計的な数字なんですけれども、わかっている範囲で3つの観点からちょっとご説明したいと思います。

一番細かなデータとしては、国保の地域健康に関する課題というデータがありまして、これ、国民健康保険の被保険者ということになるんですけれども、医療費におけるがんの割合では医療費の全体の19.8%という結果が出ております。これは同規模の調査の平均が25%であることから比較的低い数字であると思います。それから、県平均では25.6%なので同様のことが言えます。

それから、これは他の社会保険加入者を含んでいないためあくまで参考となるものですが、医療費に占める全体のバランス等は大体そういう同程度のものかというふうに考えております。

それから、国が医療機関に求めているがん登録データというのがありまして、これはかなり時間が遅く公表されるんですけれども、がん患者数ということでは2013年版になるんですけれど、データが少し古くはなりますが、主ながんの種別合計ということで浅川町では47名がいまして、そのうちほかのがんが若干名、約47名の方ががんにかかっているという、そういった統計のデータがあります。最新につきましては2015年版はこの春に発表されることになっております。

それからもう一つは、人口動態統計という人口の推移から見た統計がありまして、これは平成28年のものですが、浅川町の年間の死亡者が81名いると。その中でがんの疾患によって亡くなった、死因というんですか、それががんの場合は22名という結果がありまして、以下、心疾患とか脳血管疾患とかいうような形でやはりがんの死亡の要因の一番大きいというデータがあります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ピロリ菌がどうなのかという点ではいろいろ学説があるんだという話を伺いましたが、ただ、非常にこのピロリ菌が原因であるというそういう学説は重要な、やっぱり、しかも高い、そう

いう原因のものだというふうになっているのは学会でも定説であるというふうに思います。

ですから、県が標準的なそういう健診の中で血液検査等はやっていないんだということでそれに準ずるとい
う形になるかと思うんですが、ぜひ、費用としてはそんなに大きなものではないのではないかと。健診の中
で私どもも3本ぐらい試験管に採血するわけですから、そういうもの等考えれば、ピロリ菌の血液検査は費用
的にも大きなものにはならないし、希望者だけでもということになれば、それはまた限られた人になるので、
そんなに負担になるものではないのではないかとというふうに思います。ぜひ、これは今、課長が言われるよう
なピロリ菌の胃の根本的な原因なんだという、そういうこう、これは県の保健衛生協会の医師が県婦人団体連
合会の会長と対談をしたときの資料であります。ですから、これ、県の保健衛生協会の医師ですから、私は信
用に足るものだというふうに思うんですね。ですから、これ、ぜひ、そういう方向で経費とかあるいは希望者
だけとか、あるいは保健協力員の数の中でどういうふうに取り扱うとかというのを決めていってもらって、ぜ
ひ実施してほしいと、こういうふうに思うのでありますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は健康が何より、健康が一番大事だと思っております。検診も大事であります、ふ
だんの食生活や運動が何よりもだと思っております。

このピロリ菌の検査については、すぐやるとは言いきれませんが、近い将来検討させていただきます。

なお、詳細は担当課長に説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 多分、ただいまお持ちのデータというのは恐らく公表されている資料だと思
います。私も持っているデータも、実際、国立がん研究センターの理事とある方の対談でやはりそういったお話
が出ています。

まず検査自体についてなんですけれども、これは厚生労働省のガイドラインに従ってやっているというのは
いわゆる予防接種、それから検診含めて、非常にこれ、命にかかわる重要なものであって、例えば普通行っ
ている胃がんの検診でも、普通のバリウムの検診は容認されているんですけれども、胃カメラに関しては医療機
関でやりなさいと。いわゆる安全性が担保されていない場合には、推奨しませんという考え方があります。仮
に、もしこのピロリ菌ががん発病の原因であるということであれば、もちろん国立がん研究センター、それか
ら厚生労働省でもっと早目にその対策を講じているはずでありまして、実際には、内視鏡での検査というのは
有効だというふうには言われていますが、ただ、医療機関でのみしかできなくて、血液検査によるピロリ菌の
検査にはその信憑性にかなりばらつきがあって、結果的にその対策型のがん対策としては有効でないという結
果があるようなんですね。

先ほどおっしゃったように、経費の面を挙げられましたが、確かに血液検査なんて一緒に取っちゃえばいい
ということなんですけれども、検診自体はやはり、そのガイドラインに従ってやらないと、これは支障ないか
らやる、これは大丈夫だという形でなくて、やはり、厚生労働省が定めたガイドラインに従ってやってくだ
さいということで、厳しくその辺は県からも指導をいただいているので。今後、研究の成果というのは多分こ
れからずっと新しいデータが上がってくると思いますので、そういった形でもし改善があれば早急に対応したい
というふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（５）子供への虐待、小・中学校でのいじめ、不登校などの問題についての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 千葉県の子供が虐待に遭って死亡するという痛ましい事故が起きました。この問題を契機に、今、国を挙げてこの児童の虐待、幼児の虐待、こういうものに対する取り組みを強めるという動きを活発にしておりますし、国も法律をつくっていろいろ指針をつくって具体的に対策を講じていくということが決められたようであります。

そこで、お伺いします。

一つは、町における現状はどうなっているでしょうか。これは子供への虐待、小・中学校でのいじめ、不登校、こういう問題について町ではどういう状況なのでありますかということであります。

それから2つ目には、警察というんですか、事件となったそういうものはなかったというふうに思うのですが、その実態。

3つ目には、未然防止への取り組み、そして事後の対処、こういうことについて町としてはどういう取り組みをしているのですか、お伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私も子供の虐待やいじめの不登校には胸を痛めております。本当につらい日々を送っております。

なお、学校教育課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

1点目につきましては、学校関係なんですが、各小・中学校ともに調査した結果、虐待及びいじめの事案はないものと確認しております。ただ、悪ふざけやからかいはいじめにつながるという点も踏まえて、事案があった場合はその都度指導しているとの報告を受けております。

それと2点目の警察問題となった事案はございません。

3点目ですが、いじめにつきましては、定期的なアンケート調査の実施や、児童・生徒の観察などにより、教職員同士の情報の共有化、学級懇談を通して保護者との風通しをよくし、よりよい関係構築に努めております。

また、不登校につきましては、休みがちな児童・生徒は若干見受けられるんですけども、担任の先生を中心に家庭訪問や電話連絡、養護教諭や支援員、さらにはスクールカウンセラーといった方々との連携と家庭との協力を図りながら、児童・生徒に寄り添った対応を行い、休み癖がつかないように努めております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 現状ではこの浅川町ではないというふうな状況で、ただ本当にいじめの中には悪ふざけしたりからかったり、そういうものがいじめにつながっていくというのも今課長の言われたとおりでありま

すので、今後も十分な注意喚起等をお願いしたいというふうに思います。

そこでお伺いしたいんですけども、いじめ、虐待にはつながらないんだけど、不登校の生徒が何人かは私はいらんだらうというふうに思うんですね。不登校という定義は、私はどういうふうに考えればいいのかその辺はちょっとわからないんですけども、とにかく1カ月のうちに半分以上も学校に来ないとか、あるいはもうほとんど学校に来ないと、こういうふうな児童は実際は1桁ではあろうと思うんですが、いるのではないかと思うのであります。

そういう子供たちの学年別の特徴とか、この取り組み上でどういうふうなことをやっているのかと。私もそういう問題で子供と接したり、保護者とも接したことがありますけれども、非常に難しいですね。学校の先生方が本当、大変だなというふうに思って、私も取り組みして、いろいろできるだけのことをしたいなと思ったんですけども、なかなか容易でなかったんですけども。その辺の状況をもう少し詳しくご説明いただければというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本町は現在もよい方向に向かっており、安心しているところであります。今後も何かがあったらすぐ注意や喚起を行っていきたいと思っております。

あと、課長に答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

不登校の定義なんですけれども、年度、1年間で30日以上欠席した場合で、学校長の最終的な判断となります。

先ほども答弁しましたが、休みがちな児童・生徒は若干見受けられます。今、改善の方向に向かっておりまして、先ほど述べたとおり、いろいろな方がかわりまして、よい方向に今、向かっております。

何せ、多感期なものですから、年ごろなものですから、いろいろな事情、子供さん持っているかと思えます。ある日突然来なくなったりして、原因が学校にあるか家庭にあるかもわからず、ですけれども、学校に来ないとすればやはり学校で対応しなきゃならないので、ここは粘り強く家庭と連携をして対応しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） これは全国的な問題として、児童虐待、幼児虐待をなくすという根本的なものは、いろいろ論がありますけれども、児童相談所とか、そういう公的な施設、公的な相談員、カウンセラー、こういうものがこの発生する案件と対応できなくなっているという根本的な問題があるというふうに報道されております。

10年間で倍増したそういう相談の案件にもかかわらず、職員は若干の増。例えば3万274から4万ぐらいにしかならないというようなそういう数字もあって、非常に大きな問題だと思います。

今課長が言われるように、この浅川町では今よい方向に向かっていくというふうなことでありますが、一旦不登校になったり、あるいは保護者の都合で朝ご飯もきちっと食べられないというようなことがあったり、あるいはさまざまな要件で学校に行かなくなってしまうと、こういうところできちっと対処して学校にまず登校

するという、そういう子供の意識を変えていかなければだめだと思うんですね。そこら辺で本当に先生がそういう限られた子供であろうけれどもかかりつきりになっていられないような状況もあると思いますが、どうぞ、この浅川町からそういう問題がない取り組みを、未然に防ぐ、そういうことで頑張ってもらいたいということで最後に要請して終わりたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

○10番（角田 勝君） はい、いいです。

○議長（円谷忠吉君） ここで2時55分まで休憩したいと思います。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時55分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順7、10番、角田勝君、（6）ふるさと創生事業の直売所、加工所、移動販売車等の事業推進をもっと積極的にすべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） この問題はもう前から論議されておりますので、一つは、現状はどういうふうになっているんでありますか。その売り上げ、あるいはその他についてどういうふうになっているのかということです。

2番目には、このいろいろ問題が多いというふうに思うんですけども、今後の見通しといわゆる問題点、こういうものはどういうものがあるのか。

3つ目には、特産物づくりをもっと積極的にやっていただきたいと同時に、加工品、山白石の加工所を利用した加工品、こういうものをどういうふうにつくって、どう今売っているのかということも含めて特産物をつくり出す努力はどうなっているのかということ。

4番目には、このふるさとの、花火の里のいわゆるこの土産の品、ここに知人が来たときにお土産をとというときに、自分のうちで取れたジャガイモやコシヒカリやそういうものの類いはありますけれども、いわゆる花火の里としての具体的に言えば二、三千円の洋菓子なり気のきいたお菓子なんか、そういうものがこの浅川町には今ないのではないのかなというふうに思いますので、そういうものもぜひつくり出していただきたいなど、こう思うんでありますが、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目の現状ですが、直売所は現在冬場のため、農産物が少ない状況であります。加工所は漬物を製造しておりますが、試作の域となっており、移動販売はよりよい運行方法を検討しております。

2点目の見通しにつきましては、経営面から見れば非常に厳しい状況で、問題点の究極はさまざまであると
考えております。

3点目、4点目につきましては、各方面の方々からご意見、ご提案をいただきながら進めていきたいと考
えております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 現状はどういうふうになっているのかと聞いている。全然。もっと具体的に。

○町長（江田文男君） 現状は、今、冬場のためかなり品物は少なくなっており、厳しい状況でございます。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私が聞くのはそういうことじゃなくて。それは私もわかります。今は農産物も少ない
し、直売所も大変だろうなど、こういうふうに思いますけれども、現況というのは、この最近の売り上げや、
そういう数字とか、これからの見通し、そして職員が今5人いるというふうな話もありますけれども、そうい
う人件費の支払いなんかも、590万で足りるのかなと、こう心配になります。同時に、この移動販売されてい
る状況がちっとも見えないんですね。私のところの浅川町の移動販売車が予算取って買って、どういうふう
に運行しているかもさっぱりわからないというのが現状です。サロンのところに行ってどうのこうのという話は
聞きましたけれども、もっとやっぱり、積極的に売り方についても工夫をしなければならないだろうし、きち
んとした経営の見通しも立てなければならないのではないのかなと、そこのお聞きしたいんです。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私今答えますけれども、もし、納得しなければ課長のほうで答弁させていただきます。

経営面から見れば、本当に厳しい状況であります。そして、これから試作品を本格的につくるとすれば、か
なりの補正を組まなくちゃいけないと思っております。

あとは、課長に答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） では、現在の実績を申し上げます。

直売所のほうですが、1月末現在ですけれども、30年3月から31年1月までの状況ですけれども、店舗の営
業日数が237日で売上額が396万円。それからあと、給食センターへの取引が21万8,000円ほど。そのほか、イ
ベント時において産業まつりと石川地方で行われました石川牛の肉まつりのほうで合わせて26万ほどの売り上
げでございます。

移動販売車については5万4,000円というところで、総額450万円程度になるのかなというところでござい
ます。

会員については前にお答えしたとおり、それ以上変更がなく、現在のところ20人の方の生産者がいらっしや
います。

31年度の予算につきましては、590万をお願いしておりますが、従業員の人数につきましては、変わりはな
く、パートさん2人を含め4名で今のところ動いている状況でございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今課長から現状が説明されて、およそ1年近いこういう中で、1年ではないですけども、237日ということだけでこれだけの売り上げだということでもあります。仮にあの規模の直売所で売り上げを大幅にふやすというのは私は非常にもう、困難なことではないのかなと思うんですね。もう、埴とかそのほか道の駅程度のそういう組織立ったさまざまなものがそろそろような、そういう直売所ならば一定の見通しもつくんでしょうけれども、その辺が今後の課題としてどうやっていったらいいのかというのはこの事業の直接の法人のJA、商工会、役場とこういう法人の中でどう協議され、今後どういうふうにしていこうとしているんですか。これは非常に、町長の答弁にもありましたけれども、もう状況としては補正も組んでやらなければならないような状況だというふうになっているんだということですね。

本当にそういう意味では、買い物弱者やさまざまな目的を持って始まったけれども、もう、採算どころか町の持ち出しがどんどんふえていくというような状況であれば、何をか言わんやでありまして、今の状況を切り開くためにどういうふうにしておるんですか。

その辺の法人の中での話し合いというんですか、そういうものはどういうふうになっているのでしょうか。同時に、いわゆる漬物なんかの加工の問題も話を聞きますと本当に食品衛生法という法律もあるし、保健所のそういう許可も必要だし、さまざまな点考えると、そういうものをクリアしてあの程度の状況の中でやれるのかどうかということも心配になってくるんですが、今後の方針を含めて、そういう法人の中での協議、こういうものはどういうふうになっているのか。そして具体的にどういうふうにしていこうとしているのか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私、昨年11月にJA、そして商工会とお話をしました。JAさんには支店長に地代、家賃ですか、20万1,600円を半額にしてくれというお話をしましたが、いまだにちょっとまだお話が来ておりません。やっぱり、いろんな面を削っていかなければ今後苦しいと思っております。まして先ほど言ったとおり、漬物を始めるとさらに膨らんでいくかなと思っております。

今後、JAさん、そして商工会さんともう一度会合してさまざまな問題点を解決していかなければならないと思っております。

なお、補足説明を課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 今後なんですけれども、まずは生産者の方とかあるいはそういう商品を買ってくれる方の消費者の方とか、そういったご意見を伺いたいので、そういう会合を持っていきたいとは考えております。

それから、あと、現在のところ、山白石の加工所においては、漬物だけの許可を受けております。漬物以外の仮に惣菜的なものとかお弁当とかという加工品ということになると、また別な許可といいますか、そういう手続が必要となりますが、それほど難しい要件ではないと聞いておりますので、もしそういうふうな方向も含めて検討するというのであればそのようにいろいろな方からご意見等いただきながら進めたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（7）県立埴工業高校、修明高校鮫川分校の統廃合をしないよう要請すべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 表題のとおりであります。

この2023年まで、県の教育委員会は県立高校の統廃合を進める方針を明らかにし、報道しました。

県南地方では唯一工業高校の埴工業高校をなくして、一部白河実業に取り入れる計画も明らかになりました。

そこで、すぐにも東白川地方では、対策協議会をつくって存続などを求めて運動を進めることとして、既に動き始まっております。

当石川地方でも、浅川町でも鮫川の修明高校の分校もそうですけれども、この特に専門高校である埴工業高校を存続してほしいと、こういう強い要請を県に対して働きかけていく必要があるだろうというふうに思うんですが、町長の認識と見解をお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

県教育委員会が2月8日に発表しました県立高校の統合再編成方針につきましては、対象となる埴工業高校並びに修明高校鮫川分校には数多くの生徒が就学及び卒業していることから、町としましても何らかの形で存続要請はしたいと考えております。

なお、余りにも突然の発表に困惑をしております。

今後は、情報収集し、精査の上、生徒が進学するのに困らない環境づくりが必要だと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長の言うとおりですけれども、まだ石川地方としてはこれらに対する協議というんですか、町村長の会議等はやっていないんですか。と同時に、これ、こういう方針を出すとなかなか将来にも人口の減の問題を県は推計してやっておるわけでありまして、なかなかこれをはねのけるというのは容易でないのかなというふうに思うんですが、私はしかしこの埴工業高校をいろいろな形を変えてもあれだけの高校を何としても残してほしいなと思うんです。例えば、工業高校の中にもいろいろな専門分野があると思うんですね。そういう中で例えば、電気とか機械とかそのほかにも情報、あるいは先端的な企業のそういう問題なんかもありますので、専門分野を残して、こういう専門的な高校として埴高校は存続するというようなものになっていけば、応募の規模は少なくなってもこの地方における高校として存続できる、そういうものになるのかなと思うんですが、それにも増して、石川地方の町村長も東白川ともあるいは県南一円の町村長なんかとも力を合わせて、県にやっぱり強力な要請をしていかなければならないと思うんです。ひとつ町長、その辺の決意、認識、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 石川町の県立石川高校の協議、お話は5町村でいたしました。東白の埴工業、修明高校鮫川分校についてはまだお話をしておりません。

なお、石川郡管内でもぜひそういう、残すようにお話をしてみたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順8、4番、須藤浩二君、（1）駅前通りバイパス（国道118号）接続についての質問を許します。

4番、須藤浩二君。

〔4番 須藤浩二君起立〕

○4番（須藤浩二君） 表題について3点ほどお伺いいたします。

まず1点目、現在の状況はどうなっているのか。

2点目、完成する見込みはあるのか。

3点目、今後どのように進めていくのか。

できれば具体的な事業計画をお示しいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これは、私も4番議員と同じく、心配しております。

1点目につきましては、現在県において用地の取得及び家屋の物件移転補償については所有者にご協力をお願いしているところであります。

2点目につきましては、所有者全員から用地等のご協力がいただければ完成できるものと考えております。

3点目につきましては、用地等のご協力をいただけた上で事業が採択され、その後工事に着手する運びになると思います。まだ具体的な事業計画については確定しておりませんので、今後、事業が採択されることになった段階でお示しをしたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 再質問させていただきます。

ということは、現状は地権者からの協力が得られないために、事業が前に進まないということでもよろしいんですかね。県ではもう測量から何から設計は全部できている、でも地権者からの協力が得られない。町としては今後、その地権者に対しての協力を求めていくことは考えているのか。それとも全て県に任せるつもりなのか。その点、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 昨年、私もこの件について県庁に二度ほど行き、1回目は課長も行き、議長も行ったと思っております。

11月、12月の時点では、全く地権者の話はしておりませんでした。それで、私は、住みよい町づくりのためにはどうしてもあの場所、平成6年から陳情していて、もう25年かかっております。私も今回に関しては何回も何回も行って、必ず実施できるようにやっていきたいと思っております。皆様のこれはご協力も必要であります。

それと地権者は、県のほうでやってくれると思っております。あれは県道ですから、私たちがタッチすることはないと思いますが、ご協力はいたします。

なお、補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 地権者の協力が得られないのかというふうなお話もありましたが、県のほうでは1月から用地のお話を地権者と、あとは建物物件移転補償についても1月から地権者の方にご協力をいただくように今お話をしている状況ということですので、その状況の結果を見守っているというような状況でございます。特に反対されているというようなお話も今のところ伺っていないので、スムーズにいけば事業採択に向けて進めるのかなと思うんですけれども、まだその結論までは至っていないというような状況です。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 地権者からの協力は得られる見込みがあるという、今課長の答弁でしたが、やはり始まりから現在までかなりの時間が流れてきて、その間に地権者の心もいろいろかき乱される部分もあって、なかなかあと代がわりもあり、なかなか進まない。でもやはり町長、これ進まないではあのままにはしておけない。ですから、もう町長ね、これ、早急に県と話をし、町長みずからも地権者とお話し合いをして、そして何とか実現に向けて頑張ってくださいと思います。

町長の最後の答弁、お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 4番議員ね、地権者とは私は一番最後の最後でいいと思います。というのは、県で地権者とお話をするとおっしゃいますから、もし私が先に行って話がこじれたら大変なことになりますので、まずは県のほうに任せたほうがいいと思っております。

それで、今回本当に皆さんで何とか今まで話が進まなかったことをとし、何とかしたいと思っておりますので、ぜひ皆さんのご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、（2）4月採用者ゼロで業務に支障はないのかの質問を許します。

4番、須藤浩二君。

〔4番 須藤浩二君起立〕

○4番（須藤浩二君） 表題について3つご質問いたします。

まず1点目、平成31年4月の採用に何人の応募があったのか。

2点目、嘱託や臨時職員の採用では31年度の事業遂行に支障があると思う。緊急に正採用の募集をすべきではないか。

3点目、32年度の採用募集に町はどのように取り組むのか、また、募集人数は。

お答え願います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、平成31年4月の採用については、町村等職員採用候補者試験の大学卒程度で募集しました。応募者は2人でした。

2点目につきましては、少ない人数でございますが、町民の皆様にご迷惑のかからないようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

なお、緊急に正職員を採用する場合は、町独自の試験となることから、正職員の採用は考えておりません。

3点目につきましては、平成32年3月末で一般事務職員が3人、免許資格職が1人の退職予定者がおりますので、町村等職員採用試験において一般事務及び免許資格職の募集を行いたいと思います。募集人数につきましては、退職者の補充等を考慮し、検討しているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 再質問させていただきます。

31年度4月、いわゆる来月の採用に当たっては、応募が大卒で2名あったと。ただ採用には至らなかったということですね。平成31年度は少ない人数ではあるが、支障がないように頑張ると。緊急に正採用の募集は町独自の問題であるのでやる予定はないと。平成32年度の募集に対しては、退職者が3人の1人と合わせて4人。その人数の採用を予定しているということでもよしかったのかな。

そうすると、私が言いたいのは、まず31年度大卒で2名募集があったけれども、だめだったと。高卒ではだめなんですかね。高卒でも能力のある人間はいると思うんですね。大卒というハードルを上げてしまえばこのような結果になったのではないのか。ですからできればやる気のある高校生でも点数が満たされれば採用すべきではないのかなと私は思っております。

あと、2点目の質問で、嘱託や臨時職員で業務に支障があるのかなのかということ以前に、ある町民からこう言われました。あの人がいつから採用になったんだいと。その人は、言っているその相手側は嘱託職員です。でも嘱託職員の方が余りにも役場職員のように町民と触れ合っていて、役場職員だとばかり思っていて、その人はあの人はいつ採用になったんだいと、こういうのがありました。

ですから、余り、臨時職員とか嘱託職員に頼るのではなくて、もうちょっと正採用の、採用をふやしていつて、業務を行うべきではないかという私の思いであります。

3番目はさっき申したとおり、ハードルを下げて、高校生でもやる気のある点数の取れる人間であれば、積極的な採用をという意味でございます。

再質問、答弁をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 31年度入らないのは後で課長に答弁させていただきます。恐らく9月ごろまでにはもう採用しないのは決まっていたと思いますが、なお、課長のほうに説明させていただきます。

それで、今、4番議員が私の心を見透かしたのか、私は、来年度は高卒を2名ぐらい採用したいなと思っております。また大卒者は何名かはまだ検討しておるところですので、ぜひ検討して、32年度はいい方向にもっていきたいと考えております。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 第1点目の31年4月採用の関係でございましたが、応募については2人ございました。1次試験、実際受けたのが1名ということでございました。その中で、1次試験が昨年7月22日に実施されまして、9月3日付で該当者のほうには通知を差し上げたところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、須藤浩二君。

○4番（須藤浩二君） 最後に、再々質問でさせていただきます。

私はこう思うんですね。32年度の採用について。もうちょっと採用の基準というか、採用の仕方を一つ考えてほしいんです。というのは、5町村単位で試験を同じ日にするのはいいんですけども、その募集に当たって、例えば、浅川町を希望しますと、第一希望ですね。もし、浅川町で漏れた場合、あなたはセカンドトライ、その5町村内で点数は満たしているけれども浅川には入れなかった人間を、再度5町村でどこか採用してくれるところがあったらあなたは希望しますかと。セカンドチャンスをあけてもいいのかなと。逆に言えば、石川には受験者が多くて、石川でいい点数取っていても採用されない人間って多分出る可能性もあると思うんですね。そのときにその人間がほかの町村でも構わないよという意思表示をしていれば、浅川で、じゃ、募集人数にならないから浅川で採用したいんだけど、どうですかという、そういう試みもある程度あってもいいんじゃないかなと、私は思うんですが、その辺、町長いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 32年度募集に当たっては、いろいろ課長たちとお話をしていきたいなと思っております。それで、なお、私、先ほども言ったように、高卒、今地元の高卒はやる気のある人間がいっぱいいます。そしてまたスポーツマンがたくさんいます。そういう方々を募集をしたいなと思っております。

あと、その募集人数にたくさんの方が来てくださればうれしく思っております。今、募集してもなかなか集まらないのが現状であります。

なお、補足説明を課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 募集でございますけれども、先ほど町長のほうから申しあげました町村等職員採用候補者試験、これについては、福島県町村会が主催して行っている試験でございます。これについては町村のみ、市はまた別に採用試験を行っているということで、当然石川管内でも各町村がこれに申し込むという形になるかと思えます。ただ募集する場合、町のほうで公告を行います。その中で採用しているということでございますので、石川管内で同時というのはちょっと難しいのかなというふうには考えています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、質問順9、11番、久保木芳夫君、（1）県道壱・泉崎線改良（拡幅）についての質問を許します。

11番、久保木芳夫君。

〔11番 久保木芳夫君起立〕

○11番（久保木芳夫君） 県道壱・泉崎線の改良（拡幅）工事について、このたび2地区について伺います。

まず、1地区でございますが、リオンドールより滝輪方面に向かいまして日渡橋前後の幅員が狭い上に歩道設置もなく、これまでも何度か質問と要望をしてきましたが、何らよい返事がなかったのであります。本日1番岡部議員の答弁の中で、拡幅工事の見通しがついてきているというようなことをお聞きいたしまして、この点については了といたします。

次に、2地区の大草、滝ノ沢地区につきましても、幅員が狭い上、カーブが多く、大変見通しも悪くて車両

交差時は大変危険を感じます。一部地区におきましては、カーブ拡幅改良をされまして大変見通しがよくなりまして、安全性を走行するカーブ区間になりました。この区間を引き続き拡幅工事の要望を各関係機関へ要望するわけでありますが、町長の認識を伺います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目の日渡橋付近につきましては、1番議員にお答えしたとおりで、今年度末一部拡幅工事が発注される見通しとなりました。残りの部分につきましてもさらに引き続き要望してまいりたいと考えております。

2点目につきましては、ご質問のとおり、危険箇所であることから、毎年開催されている町づくり意見交換会や町村会主催の意見交換会等において継続して要望しております。今後ともさまざまな機会において事業が実施されるよう要望をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 11番、久保木芳夫君。

○11番（久保木芳夫君） 最近の車社会というようなことで、こうした事情はどこの地区でも同じような現象が見られると思いますが、この2工区についてもさらに強く要望をお願いしたい。よろしく願いいたします、私の質問を終わります。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

○11番（久保木芳夫君） いいです。

○議長（円谷忠吉君） 以上で一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 3時32分